

[別冊]

電力受給契約書（ひな型）

平成26年度版

平成26年7月25日

 関西電力株式会社

当社は、落札者が決定した後、当該落札者との間で、この「電力受給契約書（ひな型）」に基づき、発電所の建設および電力受給の諸条件等についての協議を行います。その結果、最終的に当社と当該落札者の間で契約内容について合意が得られた場合、契約を締結することになります。

「電力受給契約書（ひな型）」には、次の2つのパターンがあります。応札者は、自身の態様に該当する「電力受給契約書（ひな型）」をあらかじめ全て了解のうえ、応札してください。

なお、「電力受給契約書（ひな型）」の別紙1および別紙3は受給期間が15年である場合の例であり、当該落札者が設定した受給期間に応じて別途協議して定めるものとします。

また、複数の電源を集約して一体的に供給を行う場合、既設設備の場合、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」におけるバイオマスエネルギー源とした再生可能エネルギー発電設備としての認定を受ける場合等については、「電力受給契約書（ひな型）」に基づき必要な事項を別途協議して定めるものとし、同一場所、複数発電機による一括提案時において、各発電機の受給を段階的に行う場合については、「火力電源入札募集要綱」に基づき必要事項を別途協議して定めるものとします。

「電力受給契約書（ひな型）：管内版」

当社系統に直接連系する場合

「電力受給契約書（ひな型）：管外版」

当社以外の一般電気事業者の系統に連系する場合

「電力受給契約書（ひな型）：管内版」

当社系統に直接連系する場合

目 次

第一 基本事項

第1条	目的	1
第2条	受給電力	1
第3条	受給開始の日	1
第4条	受給期間	2

第二 受給上の通告および計量・記録

第5条	受給上の通告	2
第6条	受給電力および受給電力量の計量・記録	4

第三 受給料金

第7条	受給料金の算定	5
第8条	超過停止電力量に対する基本料金の減額	6
第9条	通告超過電力量に対する電力量料金の減額	7
第10条	通告未達電力量に対する電力量料金の減額	7
第11条	年間受給電力量未達に対する補償	8
第12条	二酸化炭素排出係数超過に対する基本料金の減額	8
第13条	発電余力の活用	10
第14条	余力活用に伴う余力活用補償電力量に対する電力量料金の減額	10
第15条	帰責事由のない停止の場合の基本料金の支払い	10
第16条	受給料金の請求および支払い	11
第17条	消費税等相当額	11

第四 受給開始前の建設・工事等

第18条	供給設備の建設・工事	11
第19条	供給設備の仕様等	11
第20条	供給設備の建設・工事の進捗	12
第21条	系統連系に関する工事	12
第22条	契約保証金・銀行法に規定される銀行の保証状	12
第23条	供給設備の建設・工事の遅延に対する損害等の補償・契約の解除	13
第24条	系統連系に関する工事の遅延に対する損害等の補償・契約の解除	13
第25条	両者ともに遅延する場合の取り扱い	14

第五 試運転

第26条	試運転	14
第27条	試運転受給電力の受給条件	15

第六 設備の管理・補修等

第28条	設備の管理・補修責任	15
第29条	調査	16
第30条	報告	16
第31条	責任者の指定	16

第七 解除・解約権

第32条	関電による解除・解約権	16
第33条	〇〇による解除・解約権	17
第34条	関電および〇〇による合意解約権	19

第八 帰責事由のない場合の免責・契約解除等

第35条	履行の中断・遅延に対する免責・契約解除	20
第36条	受給開始の遅延に対する免責・契約解除	21
第37条	履行の中断・遅延の場合の回復努力	21

第九 その他

第38条	再生可能エネルギー発電設備としての認定を受ける場合の取り扱い	21
第39条	損害賠償	22
第40条	反社会的勢力の排除	22
第41条	事業の承継等	24
第42条	表明保証・損害賠償	24
第43条	受給期間終了後の取り扱い	25
第44条	守秘義務	25
第45条	管轄および準拠法	25
第46条	本契約に定めのない事項等	26

別紙

別紙1	各年における基本料金の合計額	27
別紙2	受給料金調整に関する確認書	28
別紙3	入札価格計算書	31
別紙4	耐震設計および津波対策	32

添付資料

添付資料1	保証書	34
添付資料2	事業の移管に伴う確認書	35
添付資料3	連帯債務保証確約書	36

電力受給契約書（ひな型）：管内版

関西電力株式会社（以下「関電」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「〇〇」という。）とは、関電の「火力電源入札募集要綱（平成26年度版）」（以下「要綱」という。）を承諾のうえ〇〇から関電に提出された平成26年 月 日付「火力電源入札に対する事業提案書」（以下「提案書」という。）記載の電力の受給に関して、次のとおり契約する。（以下、この電力の受給に関する契約を「本契約」という。）

第一 基本事項

第1条（目的）

本契約は、〇〇が 市 に保有する発電設備（以下「発電設備」という。）から発生する電力を関電に供給し、関電がその電力を受電することにより、関電の電力需給の安定に資することを目的とする。（アグリゲーションの場合は、別表で所在地一覧を作成し、別表を読みに行く内容とします。）

第2条（受給電力）

本契約に従って、〇〇が関電に供給し、関電を受電する電力（以下「受給電力」という。）の内容は、以下のとおりとする。（アグリゲーションの場合は、別表で受給地点、財産分界点など所在地ごとで異なる項目の一覧を作成し、別表を読みに行く内容とします。）

電気方式	交流三相三線式
標準周波数	60ヘルツ
受給電圧	標準電圧 ボルト
定格力率	パーセント（遅れ） ～ パーセント（進み）
受給地点	
受給最大電力	キロワット（外気温 ℃）
基準受給電力	キロワット（外気温 ℃）
基準利用率	70パーセント （年間受給電力量設定範囲 50パーセント～80パーセント）
運転機能	『非価格要素の需給調整機能設置を選択された場合に機能を追記します。』
保安責任分界点	
財産分界点	

第3条（受給開始の日）

前条に定める受給電力の受給開始の日は、平成〇〇年〇月1日（以下「受給開始基準日」という。）とする。

- 第23条第1項および第24条第1項に定める場合を除くほか、受給開始基準日に受給電力の受給を開始することが困難である場合は、関電と〇〇は、誠意をもって協議を行い、受給開始の日を受給開始基準日より後の日に変更することができる。

第4条（受給期間）

本契約に基づく受給電力の受給期間は、受給開始の日から満〇^{※提案書記載の受給期間}年目の日までとする。

2. 本契約において、年間または年度とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

ただし、受給開始の日が4月1日でない場合の受給開始初年度は、受給開始の日から翌3月31日まで、最終年度は4月1日から受給期間終了日までを年間または年度とする。

第二 受給上の通告および計量・記録

第5条（受給上の通告）

〇〇は、受給開始の日が属する年度の前年度から、毎年10月の関電が指定する期日までに、将来3ヶ年度の発電設備の定期検査・補修に伴う停止計画（以下「停止計画」という。）を提出し、翌年度の停止計画について関電の承認を受けるものとする。関電が承認した停止計画に基づき、翌年度の可能受給電力量を下式により算定するものとする。

可能受給電力量＝基準受給電力×運転可能時間数

運転可能時間数＝当該年度の年間時間数

－（関電が承認した停止計画における停止日数×24時間）

なお、〇〇が提出する停止計画における停止時期および停止日数は、夏季（7月1日から9月30日までをいう。以下同じ。）および冬季（12月1日から翌年2月末日までをいう。以下同じ。）を除く時期において合理的に必要とされる範囲で設定するものとする。ただし、関電が夏季または冬季に停止時期および停止日数を設定することを認めた場合は、この限りではない。

2. 関電は、前項により承認した停止計画をもとに、第2条に定める年間受給電力量設定範囲内で、毎年2月末日までに、関電が年間に受給する予定の電力量（以下「年間受給電力量」という。）を含む翌年度の受給計画を決定し、〇〇に通知するものとする。ただし、〇〇が第2条に定める年間受給電力量設定範囲を超える範囲を承認した場合は、この限りではない。

なお、関電が通知した翌年度の年間受給電力量が翌年度の基準受給電力量（基準受給電力に当該年度の年間時間数と70%を乗じて算定される電力量をいう。）と異なる場合、関電は〇〇に対し、その理由を説明するものとする。

3. 関電は、前項によりあらかじめ定められた受給計画をもとに最新の需給状況等を考慮したうえで、毎月25日までに翌月の受給計画を〇〇に通告する。また、毎週月曜日17時（以下「通告変更期限」という。）までに翌週（次の土曜日から翌々週の金曜日まで）の30分ごとの受給電力量、その他電力受給に必要な事項を〇〇に通告する。

4. 関電は、通告変更期限までの間に、需給状況の変動等により前項に基づき実施した通告を変更する必要がある場合、通告した事項を変更することができる。また、関電は、通告変更期限が経過した後であっても、〇〇との協議により、〇〇の発電設備に係る本契約以外の電力受給契約に影響しない

範囲で、通告した事項を変更することができる。

『非価格要素の需給調整機能設置を選択された場合、第4項に下記の内容を追記します。』

なお、関電は、需要の見直しおよび当日の需給状況により前項に基づき実施した通告（本項により通告した事項を変更した場合は変更後の通告）を変更する必要がある場合、〇〇に対し通告の範囲内でOTMによる出力増減指令を行い、出力を増減させることができるものとする。ただし、系統および電源の事故ならびに需給変動時等により緊急的に需給調整が必要な場合は、通告の範囲を超えてOTMによる出力増減指令を行い、出力を増減させることができるものとする。OTMの使用を通告した時間帯については、OTMによる出力増減指令に伴い出力変動する時間帯は第7条第3項に定める実績受給電力量を、それ以外の時間帯はOTMによる指令値を第6項に定める通告電力量とする。

5. 〇〇は、第18条に定める供給設備に事故等が生じた場合、ただちに関電に通知するものとし、関電は〇〇の通知に基づき、必要に応じ、通告した事項を変更する。なお、本項は〇〇の損害賠償責任その他の責任を免れさせるものではない。

6. 関電は、前3項で通告する、〇〇が関電へ供給すべき30分ごとの受給電力量（通告した事項を変更した場合は変更後の通告に係る受給電力量をいい、以下「通告電力量」という。）の年間合計値（以下「年間通告電力量」という。）が、次の各号に定める上限および下限の範囲内となるよう通告するものとする。ただし、〇〇がこの範囲を超えることを承認した場合は、〇〇が承認した範囲を年間通告電力量の上限および下限とする。

なお、関電の責めに帰すべき事由（本項において年間受給電力量の設定範囲で通告した場合を含む。）により、第11条第2項に準じて算定された電力量を、本項に定める年間通告電力量に加算した値が、基準受給電力に当該年度の年間時間数と60%を乗じて算定される電力量を下回る場合で、〇〇の発電設備の発電効率が低下するときは、関電は、〇〇に対し、その下回った範囲において、〇〇の発電設備の発電効率の低下に対する補正を行うものとし、具体的には関電・〇〇との協議のうえ、別途定めるものとする。

①年間通告電力量の上限

次の（イ）から（ハ）までの電力量のうち最も少ないものとする。

- （イ）年間受給電力量＋基準受給電力×当該年度の年間時間数×10%
- （ロ）第2条で定める年間受給電力量設定範囲の上限に相当する電力量
- （ハ）可能受給電力量

②年間通告電力量の下限

次の（イ）および（ロ）の電力量のうち最も多いものとする。

- （イ）年間受給電力量－基準受給電力×当該年度の年間時間数×10%
- （ロ）第2条で定める年間受給電力量設定範囲の下限に相当する電力量

7. 電力の受給に関するその他の細目事項については、別途定める給電申合書によるものとする。

第6条（受給電力および受給電力量の計量・記録）

受給電力および受給電力量の計量は、第2条に定める受給地点に関電が設置した記録型計量器により、原則として受電電圧と同位の電圧で、30分単位で行うものとする。

2. 前項に定める記録型計量器の計量日は毎月1日とし、関電は、計量日に記録された計量値を、原則として関電の当月第一営業日に検針するものとする。〇〇の発電設備から発生する電力を第三者も受電するにあたり、前項に定める記録型計量器で同一計量する場合は、記録型計量器に記録された計量値のうち、本契約に仕訳られた電力量を計量値とする。関電は、計量値を速やかに〇〇に通知するものとする。
3. 〇〇は、本契約の受給電力量の仕訳における順位を卸電力取引所のスポット取引、時間前取引および先渡市場取引に次ぐ最上位かつ単独の順位とするものとする。ただし、〇〇が〇〇の発電設備から発生する電力を関電以外の第三者に供給する場合（第13条に定める余力活用は除く。）については、関電受電分と第三者受電分を同順位とすることも可能とする。

『非価格要素の需給調整機能設置を選択された場合、第3項に下記の内容を追記します。』

ただし、関電がAFC制御運転を通告した時間帯およびOTMによる出力増減指令に伴い出力変動する時間帯については、最下位かつ単独の順位とするものとする。

4. 記録型計量器の故障時等の取り扱いは、関電・〇〇との協議のうえ、別途定めるものとする。
5. 〇〇は、電力の受給について関電が必要とする事項を記録するものとし、関電の求めに応じてこれを提出するものとする。
6. 関電は、自ら必要と認めるときには、臨時検針を行うことができる。
7. 〇〇と関電は、保安および通信用の設備（関電の承認する仕様のものに限る。）を設置し、系統運用上必要な情報の交換を行うものとする。
8. 記録型計量器その他計量に必要な付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量器の情報を伝送するための通信装置等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）（以下、これらを総称して「計量装置」という。）は、関電が選定し、関電の所有とし、関電が取り付けるものとする。なお、関電は、これに要する工事費を工事費負担金として〇〇から申し受けるものとする。ただし、変成器の2次側配線等でとくに多額の費用を要するものについては、〇〇の負担により、〇〇が取り付けるものとし、関電はこれを無償で使用できるものとする。
9. 〇〇は、関電に対し、計量装置の設置場所として、適正な計量ができ、かつ検査ならびに取り付けおよび取り外しが容易な場所を提供するものとし、具体的な設置場所については、〇〇と関電との協議によって定める。

10. ○○は、計量装置の設置場所を、関電に無償で提供する。

11. 関電が○○の求めに応じて計量装置の取付位置を変更する場合、○○は、この変更に要する実費を関電に対して支払う。

12. 法令により計量装置を取り替える場合は、○○は、これに要する実費を関電に対して支払う。

第三 受給料金

第7条（受給料金の算定）

関電が○○に支払う各月の受給料金は、第2項により算定された基本料金と第3項により算定された電力量料金との合計額に、第17条に定める消費税等相当額を加えた金額とする。

2. 基本料金

各年度における基本料金は、次の各号で算定した金額とする。ただし、本契約の定めにより、本契約が解除・解約となった場合において、解除・解約日が月末日でないときの解除・解約日が属する月の基本料金は、1日から解除・解約日までの暦日数で日割計算（当該月の暦日数あたりの割合とする。）した金額（円位未満四捨五入）とする。

①受給開始した年度の基本料金は、次により算定した金額とする。

(イ) 当該年度に支払う基本料金の年度合計額は、別紙1の1年目の資本費および運転維持費をそれぞれ受給開始の日から同日が属する年度の3月31日までの暦日数（以下「日割日数」という。）で日割計算（当該年度の暦日数（第4条第2項の定めに係らず、4月1日から翌年3月31日までの日数とする。）あたりの割合とする。本項②号（イ）および③号（イ）において同じ。）した金額（円位未満四捨五入）を、別紙2「受給料金調整に関する確認書」2（1）および2（2）で調整した金額の合計額とする。

(ロ) 受給開始した月の基本料金は、(イ)の基本料金の年度合計額を受給開始の日からその月の末日までの暦日数で日割計算（日割日数あたりの割合とする。）した金額（円位未満四捨五入）とする。

(ハ) 受給開始した月の翌月以降の毎月の基本料金は、(イ)から(ロ)を差し引いた金額を残り
の月数で月割した金額とし、端数は3月分で調整するものとする。

②受給開始した年度の翌年度以降の各年度（受給期間最終年度を除く。）の基本料金は、次により算定した金額とする。

(イ) 受給開始した年度の翌年度に支払う基本料金の年度合計額は、別紙1の1年目の資本費および運転維持費から前号（イ）で日割計算した資本費および運転維持費の金額を差し引いた金額に、別紙1の2年目の資本費および運転維持費を日割日数で日割計算した金額（円位未満四捨五入）を加算した金額を、別紙2「受給料金調整に関する確認書」2（1）および2（2）で調整した金額の合計額とする。受給開始した年度の翌々年度以降の基本料金の年度合計額も、同様の方法により算定するものとする。

(ロ) 毎月の基本料金は、(イ) の基本料金の年度合計額を12等分した金額とし、端数は3月分で調整するものとする。

③受給期間最終年度の基本料金は、次により算定した金額とする。

(イ) 当該年度に支払う基本料金の年度合計額は、別紙1の〇年目^{※提案書記載の受給期間}の資本費および運転維持費から前号(イ)で日割計算した〇年目^{※提案書記載の受給期間}の資本費および運転維持費の金額を差し引いた金額(円位未満四捨五入)を、別紙2「受給料金調整に関する確認書」2(1)および2(2)で調整した金額の合計額とする。

(ロ) 受給期間最終月の基本料金は、(イ) の基本料金の年額をその月の1日から受給期間最終日までの暦日数で日割計算(当該年度の4月1日から受給期間最終日までの暦日数あたりの割合とする。)した金額(円位未満四捨五入)とする。

(ハ) 4月分から受給期間最終月の前月までの毎月の基本料金は、(イ) から(ロ) を差し引いた金額を該当する月数で月割した金額とし、端数は受給期間最終月の前月分で調整するものとする。

3. 電力量料金

電力量料金は、第6条により計量された受給電力量(以下「実績受給電力量」という。)の1ヶ月の合計値に、下記の入札価格の燃料本体費および燃料関係諸費を別紙2「受給料金調整に関する確認書」2(3)および2(4)に定める方法により調整して合計した単価(以下「電力量料金単価」という。)を乗じた金額(円位未満四捨五入)とする。

燃料本体費	1キロワット時あたり	円	銭
-------	------------	---	---

燃料関係諸費	1キロワット時あたり	円	銭
--------	------------	---	---

第8条(超過停止電力量に対する基本料金の減額)

第18条に定める供給設備の事故または第5条第1項で関電が承認した停止計画における定期検査・補修日数の超過等の事由で、受給電力の供給が停止し、または受給電力の全部もしくは一部の供給が制限されたと関電が合理的に判断した場合、次項以下の定めに従って基本料金の減額または差額の精算を行う。

なお、受給電力の供給が停止し、または受給電力の全部もしくは一部の供給が制限される事由が、本項に定める事由によるものか、第18条に定める供給設備の機能によるものかは、〇〇の報告内容に基づき関電が合理的に判断し、不足した電力量を、第4項に定める停止電力量として取り扱うか、第10条に定める通告未達電力量として取り扱うかを決定する。

2. 前項の場合、次項によって算定される超過停止電力量に、下式により算定される超過停止単価を乗じて得られる金額(円位未満四捨五入)を、当該年度の最終月の基本料金より減額する。

$$\text{超過停止単価(1キロワット時あたり)} = \frac{\text{当該年度の基本料金の年度合計額}}{\text{当該年度の可能受給電力量(銭位未満四捨五入)}}$$

ただし、当該減額に係る金額が、当該年度の最終月の基本料金を上回る場合は、その月の基本料金は零とし、差額は翌月の基本料金から減額するものとし、以降同様とする。なお、当該年度が受給期間の最終年度であり、当該減額に係る金額が、当該年度の最終月の基本料金を上回る場合は、その月の基本料金は零とし、〇〇は関電にその差額を支払う。

3. 超過停止電力量は、下式により算定するものとする。ただし、超過停止電力量が負の値になる場合は、零とする。

$$\text{超過停止電力量} = \text{第4項で算定された年間停止電力量} - (\text{当該年度の可能受給電力量} \times 3 \div 100)$$

4. 基準受給電力に停止および制限時間数(小数点以下第2位四捨五入)を乗じて得られる電力量から、当該停止および制限期間中の通告電力量を差し引いて算定した電力量を停止電力量といい、停止電力量を年間で累積したものを年間停止電力量という。

ただし、受給電力の供給が停止し、または受給電力の全部もしくは一部の供給が制限される事由が、〇〇の責めに帰すことができない事由であると関電が合理的に判断した場合は、停止電力量に含めないものとする。

5. 前項の停止電力量について、〇〇が代替供給力を調達し、関電に供給を行った場合は、当該電力量に相当する電力量を停止電力量から控除できるものとし、具体的な運用方法については、別途協議によりあらかじめ定めるものとする。

第9条 (通告超過電力量に対する電力量料金の減額)

30分あたりの実績受給電力量が、第5条により関電が〇〇に通告した通告電力量に〇〇〇〇kWh※受給最大電力の100分の1.5に相当する電力量(単位未満四捨五入)を加算した電力量を超過した場合、その超過した電力量の月間合計値を、通告超過電力量とする。ただし、超過となった原因が、〇〇の責めに帰すことができない事由であると関電が合理的に判断した場合は、通告超過電力量として扱わないものとする。

『非価格要素の需給調整機能設置を選択された場合、以下の場合を通告超過電力量の免除対象とします。』

AFC制御運転時においては、30分あたりの実績受給電力量が通告電力量に〇〇〇〇kWh※受給最大電力の100分の1.5に相当する電力量(単位未満四捨五入)とAFC出力変化幅の2分の1に相当する電力量を加算した電力量を超過しない場合

2. 前項によって算定された通告超過電力量に、当該月の電力量料金単価の2分の1を乗じて得られる金額(円位未満四捨五入)を、当該月の電力量料金より減額する。

第10条 (通告未達電力量に対する電力量料金の減額)

30分あたりの実績受給電力量が、第5条により関電が〇〇に通告した通告電力量から、〇〇〇〇kWh※受給最大電力の100分の1.5に相当する電力量(単位未満四捨五入)を減算した電力量に対し未達となった場合、その未達分の電力量の月間合計値を、通告未達電力量とする。ただし、未達となった原因が、〇〇の責

めに帰すことができない事由であると関電が合理的に判断した場合は、通告未達電力量として扱わないものとする。

『非価格要素の需給調整機能設置を選択された場合、以下の場合を通告未達電力量の免除対象とします。』

AFC制御運転時においては、30分あたりの実績受給電力量が通告電力量から〇〇〇〇kWh^{※受給最大電力の100分の1.5に相当する電力量（単位未満四捨五入）}とAFC出力変化幅の2分の1に相当する電力量を減算した電力量に対し未達とならない場合

2. 前項によって算定された通告未達電力量に、当該月の電力量料金単価の2分の1を乗じて得られる金額（円位未満四捨五入）を、当該月の電力量料金より減額する。

第11条（年間受給電力量未達に対する補償）

年間通告電力量が、第5条第6項で年間受給電力量を基に算定した年間通告電力量の通告範囲の下限に相当する電力量を下回った場合、関電は、下式により算定された金額（円位未満四捨五入）を未達補償料金として、当該年度の最終月の電力量料金に加算して支払う。

未達補償料金

$$= (\text{第5条第6項で算定された年間通告電力量の通告範囲の下限に相当する電力量} \\ - \text{同項に定める年間通告電力量}) \times (\text{当該年度最終月の電力量料金単価} \div 2)$$

2. 関電の責めに帰すことのできない事由により、受給電力の受給が停止し、または受給電力の全部もしくは一部の受給が制限された場合、前項の未達補償料金の算定にあたっては、第5条第3項により関電が〇〇に通告した当該停止期間中の通告電力量と、第5条第4項または第5項により変更した当該停止期間中の通告電力量（複数回変更した場合は最新の通告電力量をいう。）との差から算定される電力量を、第5条第6項に定める年間通告電力量に加算する。

< 応札時に当社に二酸化炭素排出係数の調整を委ねることを選択した場合 >

第12条（二酸化炭素排出係数超過に対する基本料金の減額）

〇〇は、〇〇の発電設備の発生電力のうち、本契約の電力受給に係る前年度の二酸化炭素排出量および二酸化炭素排出係数の実績（以下「実績排出係数」という。）ならびに、その算出根拠等を、毎年5月の関電の指定する期日（以下「報告期日」という。）までに関電に報告するものとする。また、〇〇が燃料転換等を行い、実績排出係数が契約排出係数（1キロワット時あたり〇.〇〇〇二酸化炭素トン^{※提案書記載の二酸化炭素排出係数}とする。以下同じ。）を超過する場合で、〇〇が炭素クレジット等（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度において、調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができるもの。以下同じ。）を調達し実績排出係数を調整する場合は、〇〇が炭素クレジット等を調達して〇〇が予め炭素クレジット等を反映したうえで、調整後の二酸化炭素排出係数（以下「調整後排出係数」という。）およびその算出根拠等をあわせて報告期日までに関電に報告するものとする。

2. ○○が前項にて報告する実績排出係数（○○が炭素クレジット等を調達して実績排出係数を調整した場合は、調整後排出係数とする。本項において以下同じ。）が、契約排出係数を超過した場合は、以下の各号により算定した金額を、当該年度の翌年度の最終月の基本料金から減額するものとする。

なお、当該減額に係る金額が、当該年度の翌年度の最終月の基本料金を上回る場合は、その月の基本料金は零とし、残額は翌月の基本料金から減額するものとし、以降同様とする。また、当該年度が受給期間の最終年度の場合は、○○は、翌年度〇月に当該金額を関電に支払うものとする。

①関電が、当該年度の排出係数確定時期までに炭素クレジット等を調達できた場合は、超過した排出係数に、当該年度の実績受給電力量を乗じて算出された二酸化炭素排出量（以下「超過排出量」という。）に対し、関電による炭素クレジット等の調達に要した費用（仲介料、手数料、関電の人件費等を含む）。

②関電が、当該年度の排出係数確定時期までに炭素クレジット等を調達できなかった場合は、報告期日から当該年度の排出係数確定時期までの間の炭素クレジット等の市場価格（市場の縮小や廃止等により指標として活用することが適当でないとき関電が合理的に判断したときは、関電は炭素クレジット等の価格評価方法を見直し、見直し後の指標を適用する。）の平均価格に超過排出量を乗じて算定された金額。

③前号に定める場合で、契約排出係数を超過したことにより、関電に損害が発生し、その損害額が前号で算定された金額を上回るときは、前号で算定された金額と関電に発生した損害額との差額を前号で算定された金額に加算する。

< 応札時に落札者が二酸化炭素排出係数を自ら調整することを選択した場合 >

第12条（二酸化炭素排出係数超過に対する基本料金の減額）

○○は、○○の発電設備の発生電力のうち、本契約の電力受給に係る前年度の二酸化炭素排出量、二酸化炭素排出係数の実績および炭素クレジット等（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度において、調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができるもの。以下同じ。）を反映した調整後の二酸化炭素排出係数（以下「調整後排出係数」という。）ならびに、その算出根拠等を、毎年5月の関電の指定する期日までに関電に報告するものとする。

2. ○○が前項にて報告する調整後排出係数が、1キロワット時あたり0.000550二酸化炭素トン（以下「基準排出係数」という。）を超過した場合は、以下の各号により算定した金額を、当該年度の翌年度の最終月の基本料金から減額するものとする。

なお、当該減額に係る金額が、当該年度の翌年度の最終月の基本料金を上回る場合は、その月の基本料金は零とし、残額は翌月の基本料金から減額するものとし、以降同様とする。また、当該年度が受給期間の最終年度の場合は、○○は、翌年度〇月に当該金額を関電に支払うものとする。

①関電が、当該年度の排出係数確定時期までに炭素クレジット等を調達できた場合は、超過した排出係数に、当該年度の実績受給電力量を乗じて算出された二酸化炭素排出量（以下「超過排出量」という。）に対し、関電による炭素クレジット等の調達に要した費用（仲介料、手数料、関電の

人件費等を含む)。

- ②関電が、当該年度の排出係数確定時期までに炭素クレジット等を調達できなかった場合は、報告期日から当該年度の排出係数確定時期までの間の炭素クレジット等の市場価格（市場の縮小や廃止等により指標として活用することが適当でないとき関電が合理的に判断したときは、関電は炭素クレジット等の価格評価方法を見直し、見直し後の指標を適用する。）の平均価格に超過排出量を乗じて算定された金額。
- ③前号に定める場合で、基準排出係数を超過したことにより、関電に損害が発生し、その損害額が前号で算定された金額を上回るときは、前号で算定された金額と関電に発生した損害額との差額を前号で算定された金額に加算する。

第13条（発電余力の活用）

第5条により関電が〇〇に通告した通告電力量が基準受給電力を2で除した値に相当する電力量を下回る場合、〇〇は、その差分を上限として、本契約の履行に支障が生じない限りにおいて、関電以外の第三者に対し、発電設備の余力を活用した電力供給（以下「余力活用」という。）をできるものとする。

2. 関電および〇〇は余力活用を行うにあたり、運用上必要な事項を協議によって定めるものとする。

第14条（余力活用に伴う余力活用補償電力量に対する電力量料金の減額）

〇〇が余力活用を行うにあたり、30分あたりの実績受給電力量が第5条により関電が〇〇に通告した通告電力量に対し未達が生じた場合であって、その未達の発生事由が、〇〇の故意または重大な過失によることが判明したときには、その未達となった電力量の月間合計値については、第10条に定める通告未達電力量ではなく、余力活用補償電力量とする。

2. 前項によって算定された余力活用補償電力量に、下式により算定された余力活用補償料金単価を乗じて得られる金額（円位未満四捨五入）を、当該月の電力量料金より減額する。

$$\text{余力活用補償料金単価} = \text{当該月の電力量料金単価} \times 1.5$$

第15条（帰責事由のない停止の場合の基本料金の支払い）

関電および〇〇のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、受給電力の供給が停止し、または受給電力の全部もしくは一部の供給が制限された場合の基本料金の支払いについては、次の各号に定めるところによる。

- ①停止または制限がその発生日から180日以内に解消した場合には、関電は、当該停止または制限に係る期間全てについて、基本料金の支払いを行う。
- ②停止または制限がその発生日から180日を超えて継続する場合には、関電は、当該停止または

制限の発生日から180日目の日までの期間については、基本料金の支払いを行い、その後、当該停止または制限が解消した日の前日までの期間については、基本料金の支払義務を免れる。なお、当該停止または制限の発生日から180日目の日が月の末日でない場合または当該停止または制限が解消した日が月の初日でない場合には、当該月の暦日数に基づき基本料金の日割計算を行う。

第16条（受給料金の請求および支払い）

関電および〇〇は、毎月月初に、前月の実績受給電力量およびその他料金の算定に必要な事項を相互に確認したうえで、第7条の規定により算定された受給料金（第8条の規定による基本料金の減額、第9条の規定による電力量料金の減額、第10条の規定による電力量料金の減額、第11条の規定による電力量料金の加算、第12条の規定による基本料金の減額、第14条の規定による電力量料金の減額、または第15条の規定による基本料金の減額もしくは支払免除が必要となる場合は、当該減額・支払免除・加算を行った後の金額）の請求および支払いを本条の定めに従って行うものとする。

2. 〇〇は、毎月10日までに前項に定める受給料金を関電に請求し、関電は、毎月20日（20日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）までに〇〇に支払うものとする。ただし、関電が請求を受けた日がその月の11日以降であるときは、請求を受けた日の翌日から起算して10日以内（請求を受けた日の翌日から起算して10日後の日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日まで）に支払うものとする。
3. 前項の支払いが関電の責めに帰すべき事由により所定の期日までに行われない場合、関電はその期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、年10パーセントの割合による延滞利息を、〇〇に支払うものとする。

第17条（消費税等相当額）

本契約における消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額とする。

第四 受給開始前の建設・工事等

第18条（供給設備の建設・工事）

〇〇は、自己の単独の責任と負担において、本契約に基づく受給電力の供給に必要な発電設備および発電設備から第2条に定める財産分界点までの一切の設備（計量装置を除く。）（以下、これらを総称して「供給設備」という。）について、用地の取得、建設、工事を行い、これに必要な行政の許認可等を取得するものとする。〇〇は、関電の求めに応じて、行政の許認可等を取得した事実を示す書類を関電に提出するものとする。

第19条（供給設備の仕様等）

〇〇は、供給設備が、電気事業法関係、環境関係の法令その他の法令のほか、系統連系に関するガイドラインその他の指針等（別紙4「耐震設計および津波対策」の内容を含む。）に従い、提案書記載

の仕様および関電の指定する供給設備の仕様に合致するものであることを保証するとともに、関電の電力系統への連系の仕様を満足することを保証する。

2. ○○は、前項に定める諸仕様を変更する場合には、関電と事前に協議し、書面による承認を得るものとし、関電は、この承認を不当に留保しないものとする。
3. 関電は、必要ある場合に供給設備の仕様の確認を行うことができるものとし、供給設備が第1項に定める仕様に適していないと合理的に判断する場合は、○○に対し、供給設備の仕様変更を求めることができる。この場合、○○は、自己の費用により、速やかに供給設備を第1項に定める仕様に適合させるための措置を講じなければならない。

第20条（供給設備の建設・工事の進捗）

○○は、本契約書添付の「プロジェクトの全体工程表」記載の計画に遅れることなく、供給設備の建設・工事を行うものとする。

2. ○○は、本契約締結日から6ヶ月ごとに、供給設備の建設・工事等の進捗状況を書面により関電に報告するものとする。関電から要求があったときも同様とする。

第21条（系統連系に関する工事）

関電は、自己の責任において、本契約に基づく受給電力の受給に必要な系統連系に関する送電線等（以下「連系送電線等」という。）について、用地取得および工事を行い、これに必要な行政の許認可等を取得するものとする。なお、連系送電線等であっても、供給設備に属する部分の工事は○○が行うものとする。

2. ○○は、関電の求めに応じて前項の工事の実施に際し、必要な用地取得等について協力を行う。
3. 関電は、○○から要求があったときには、系統連系に関する工事の進捗状況を、○○に報告する。
4. 第2条に定める財産分界点以降の連系送電線等は、関電の所有とし、○○が工事費負担金として負担する金額を除き、関電の負担により建設するものとする。
5. ○○は、関電が連系送電線等を建設するにあたり、用地の提供、工事の施工等においてこれに協力するものとする。また、この場合、これに係る用地使用料は無償とする。なお、工事の施工等に支障となる○○の物件移転等は、○○が自己の費用により実施するものとする。

第22条（契約保証金・銀行法に規定される銀行の保証状）

○○は、受給電力の供給開始を担保するために、契約保証金として、下記の金額を、本契約の締結後1ヶ月以内に、関電に預託するものとする。

契約保証金	円
-------	---

2. 受給電力の受給開始に至った場合には、関電は、受給開始の日から1ヶ月以内に、前項に基づき〇〇から預託された契約保証金を、〇〇に返還する。なお、関電は、契約保証金の返還にあたり、利息を付さないものとする。

3. 〇〇は、銀行法に規定される銀行による支払保証（取消不可能かつ催告・検索の抗弁権を有しないものに限る。）を証する書面を提出することにより、第1項に定める契約保証金の預託に代えることができる。この場合において、〇〇が本契約の定めるところにより契約保証金を関電に支払うべきときは、〇〇は契約保証金をただちに支払う。

※提案様式-7を銀行法に規定される銀行以外から提出いただいた場合は、その会社からの支払保証でも可能となるように修正します。

第23条（供給設備の建設・工事の遅延に対する損害等の補償・契約の解除）

〇〇による供給設備の建設・工事の遅延により、第3条第1項に定める受給開始基準日に受給電力の受給を開始することができない場合は、関電と〇〇は協議のうえ、受給開始の日を変更できる。

2. 前項の場合において、受給開始基準日までに受給を開始できないときには、〇〇は、関電に対して、受給開始基準日を超える1日につき、下記の金額を、遅延金として支払うものとする。なお、遅延金の請求および支払いについては、第16条に定める取り扱いに準ずるものとする。ただし、次項により関電が受給開始基準日までに本契約を解除した場合、〇〇は遅延金の支払いを行う義務を負わない。

遅延金単価	1日につき	円
-------	-------	---

3. 第1項の場合において、受給開始基準日から1年以内に受給を開始できないとき、または受給開始基準日から1年以内に受給を開始できる見込みがないときには、関電は、何ら責めを負うことなく本契約を解除することができる。この場合、関電は、第22条第1項に基づき預託されている契約保証金の返還は行わない（第22条第3項に基づき支払保証がなされているときには、関電は第22条第1項に定める契約保証金の支払いを受ける。）とともに、〇〇は、前項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に関電の被った通常生ずべき損害（1ヶ月あたり〇〇〇〇円^{※別紙3}（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入）として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を上限とする。）に対する補償を行うものとする。

4. 〇〇は、第36条ただし書に定める場合を除き、前2項に定める義務を免れることができない。

第24条（系統連系に関する工事の遅延に対する損害等の補償・契約の解除）

関電による系統連系に関する工事の遅延により、第3条第1項に定める受給開始基準日に受給電力の受給を開始することができない場合は、関電と〇〇は協議のうえ、受給開始の日を変更できる。

2. 前項の場合において、受給開始基準日までに受給を開始できないときには、関電は、〇〇に対して、

受給開始基準日を超える1日につき、下記の金額を、遅延金として支払うものとする。なお、遅延金の請求および支払いについては、第16条に定める取り扱いに準ずるものとする。ただし、次項により〇〇が受給開始基準日までに本契約を解除した場合、関電は遅延金の支払いを行う義務を負わない。

遅延金単価	1日につき	円
-------	-------	---

3. 第1項の場合において、受給開始基準日から1年以内に受給を開始できないとき、または受給開始基準日から1年以内に受給を開始できる見込みがないときには、〇〇は、何ら責めを負うことなく本契約を解除することができる。この場合、関電は、第22条第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、当該契約保証金に相当する金額の支払いに加えて、前項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に〇〇の被った通常生ずべき損害（1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入））として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を上限とする。）に対する補償を行うものとする。なお、関電は、契約保証金の返還にあたり、利息を付さないものとする。
4. 関電は、第36条ただし書に定める場合を除き、前2項に定める義務を免れることができない。

第25条（両者ともに遅延する場合の取り扱い）

第23条に定める〇〇による供給設備の建設・工事の遅延および前条に定める関電による系統連系に関する工事の遅延がともに発生し、いずれか一方が先に工事を完了した場合には、第23条または前条の規定を適用するものとし、第23条または前条の規定を適用するにあたっては、第3条の規定に係らず、いずれか一方が先に工事を完了した日を受給開始基準日とみなす。

2. 前項の定めに係らず、〇〇は、供給設備の建設・工事の遅延の原因が、関電の責めに帰すべき事由によるものに限定される場合、自己の工事が完了したか否かを問わず、関電に対し、何ら責めを負うことなく前条に基づく請求および本契約の解除を行えるものとする。
3. 第1項の定めに係らず、関電は、系統連系に関する工事の遅延の原因が、〇〇の責めに帰すべき事由によるものに限定される場合、自己の工事が完了したか否かを問わず、〇〇に対し、何ら責めを負うことなく、第23条に基づく請求および本契約の解除を行えるものとする。

第五 試運転

第26条（試運転）

〇〇は、第18条に定める供給設備の建設・工事の完了に際して、関電に対し試運転を開始する30日前までに試運転計画を提出するものとする。

2. 関電は、電力需給上の必要がある場合、〇〇に試運転計画の変更を求めることができるものとし、

関電・〇〇との協議により変更できるものとする。

3. 〇〇と関電は、行政の許認可等の取得のために必要な試運転の他に、給電運用に関して別途関電が合理的に定める方法により試運転を行う。
4. 前項の試運転の結果、〇〇が受給電力の受給に関する条件を満たしていると関電が合理的に判断したときは、関電は〇〇が第18条に定める供給設備の建設・工事を完了したものとみなす。ただし、行政の許認可等が未取得の場合は、前記の判断に加え、当該許認可等の取得をもって、当該工事が完了したものとみなす。
5. 第3項の試運転の結果、〇〇が受給電力の受給に関する条件を満たしていないと関電が合理的に判断したときは、関電は〇〇に、供給設備等の改善を求めることができ、〇〇は自己の費用で必要な工事等を行い、それが完了した後、同項の試運転を再度行うものとする。

第27条（試運転受給電力の受給条件）

前条に定める〇〇の供給設備の試運転により、受給開始の日に先立ち受給する電力量（以下「試運転受給電力量」という。）に係る関電・〇〇間の受給料金は、1キロワット時あたり第7条第3項に定める電力量料金単価（別紙2「受給料金調整に関する確認書」2（3）および2（4）に定める方法により調整を行うものとする。）を乗じて算定した金額に、第17条に定める消費税等相当額を加えたものとする。

2. 前項の試運転受給電力量の計量、料金の請求および支払いについては、第6条、第16条および第17条に定める取り扱いに準ずるものとする。

第六 設備の管理・補修等

第28条（設備の管理・補修責任）

〇〇は、自己の責任と負担において、法令を遵守して供給設備の管理・補修を行い、関電は、自己の責任と負担において、第2条に定める保安責任分界点以降の設備の管理・補修を行うものとする。

ただし、第2条に定める保安責任分界点より供給設備側に設置されている計量装置については、関電の責任において管理・補修を行うものとし、〇〇は計量装置に異状もしくは故障が生じ、または生ずるおそれがあると認めた場合は、関電に速やかにその旨を通知する。

2. 〇〇は、前項の管理・補修を行ううえで、供給設備の重要な変更を行う必要がある場合には、関電と事前に協議し、書面による承認を得るものとし、関電はこの承認を不当に留保しないものとする。
3. 関電は、第1項の管理・補修を行ううえで、〇〇の構内へ立入りの必要が生じた場合、関電は〇〇に事前に連絡を行うことで、〇〇の構内に立入りすることが出来るものとする。ただし、緊急やむを得ない場合で、事前の連絡が困難なときは、立ち入りの後、速やかに連絡を行うものとする。

第29条（調査）

関電および〇〇は、供給設備その他本契約の履行に関する施設に関し、相手方から調査の要求があった場合、互いに合理的な範囲でその調査に応じるものとする。

第30条（報告）

〇〇は、本契約に定めるほか、次の各号に定める事項について、ただちに関電に報告するものとする。

- ①〇〇の事業内容についての重要な変更
- ②供給設備に事故、異状もしくは故障が生じ、または生ずるおそれのある事象の発生
- ③〇〇における財務状態の著しい悪化
- ④その他、本契約による受給電力の受給に影響を及ぼすおそれのある事象の発生

第31条（責任者の指定）

〇〇は、本契約の履行に関して、関電との連絡・協議・決定について〇〇を代表する権限のある責任者の氏名、所属部署および連絡先を、本契約締結後、速やかに関電に通知するものとし、その内容に変更がある場合も、速やかに関電に通知する。

第七 解除・解約権

第32条（関電による解除・解約権）

関電は、第23条第3項に定める場合のほか、〇〇が次の各号のいずれかに該当する場合、何ら責めを負うことなく、ただちに、本契約を解除・解約することができる。

- ①〇〇の責めに帰すべき事由により、本契約に基づく電力受給を行い得ないと合理的に認められる場合
- ②破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合
- ③強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合
- ④手形交換所から取引停止処分を受けた場合
- ⑤公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑥前5号に掲げる場合のほか、〇〇の責めに帰すべき事由により、第9条に定める通告電力量からの超過または第10条に定める通告電力量からの未達が多発し、または恒常的である場合など、本契

約の重要な条項に違反し、関電がその是正を求めるも、〇〇がその是正のための措置を講じようとしない場合、または60日以内にその是正がなされない場合

2. 前項において、関電が受給開始の日より前に本契約を解除・解約した場合、関電は、第22条第1項に基づき預託されている契約保証金の返還は行わない（第22条第3項に基づき支払保証がなされているときには、関電は第22条第1項に定める契約保証金の支払いを受ける。）とともに、〇〇は、第23条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に関電の被った通常生ずべき損害（1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入））として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を上限とする。）に対する補償を行うものとする。

3. 第1項において、関電が受給開始の日以降に本契約を解除・解約した場合、次の各号によるものとする。

①関電および〇〇は、受給開始の日から解約時点までの期間について、下式により算定する各月の基本料金精算額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（解約月から遡って12ヶ月分の基本料金精算額の合計が、解約時点から1年前に発生したものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を精算するものとする。

各月の基本料金精算額

＝第7条第2項各号の算定方法による各月の基本料金（別紙2による調整は行わない）
－〇〇〇〇円※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入）

ただし、受給開始の日が月初（1日）とならない場合の受給開始した月は、上式の「〇〇〇円」を受給開始の日から当該月末日までの暦日数で日割計算（当該月の暦日数あたりの割合とする。本項において以下同じ。）した金額とし、解約日が月末日とならない場合の解約月は、上式の「〇〇〇円」を当該月1日から解約日までの暦日数で日割計算した金額とする（いずれも円位未満四捨五入）。

②〇〇は、関電に対し、関電の被った通常生ずべき損害（1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入））として受給期間の残存月数（月未満切上のうえ、残存期間が1年に満たない場合は12ヶ月とし、7年を超える場合には84ヶ月とする。）に対応する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を上限とする。）に対する補償を行うものとする。

第33条（〇〇による解除・解約権）

〇〇は、第24条第3項に定める場合のほか、関電が次の各号のいずれかに該当する場合、何ら責めを負うことなく、ただちに、本契約を解除・解約することができる。

- ①本契約に定める〇〇への金銭支払義務を怠り、〇〇が相当な期間を定めて催告してもなお支払わない場合
- ②破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合
- ③強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合
- ④手形交換所から取引停止処分を受けた場合
- ⑤公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑥前5号に掲げる場合のほか、関電の責めに帰すべき事由により、本契約の重要な条項に違反し、〇〇がその是正を求めるも、関電がその是正のための措置を講じようとしめない場合、または60日以内にその是正がなされない場合

2. 前項において、〇〇が受給開始の日より前に本契約を解除・解約した場合、関電は、第22条第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、当該契約保証金に相当する金額の支払いに加えて、第24条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に〇〇の被った通常生ずべき損害（1ヶ月あたり〇〇〇〇円^{※別紙3（入札価格計算書）}における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入））として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を上限とする。）に対する補償を行うものとする。なお、関電は、契約保証金の返還にあたり、利息を付さないものとする。

3. 第1項において、〇〇が受給開始の日以降に本契約を解除・解約した場合、次の各号によるものとする。

- ①関電および〇〇は、受給開始の日から解約時点までの期間について、下式により算定する各月の基本料金精算額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（解約月から遡って12ヶ月分の基本料金精算額の合計が、解約時点から1年前に発生したものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を精算するものとする。

各月の基本料金精算額

＝第7条第2項各号の算定方法による各月の基本料金（別紙2による調整は行わない）

－〇〇〇〇円^{※別紙3（入札価格計算書）}における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入）

ただし、受給開始の日が月初（1日）とならない場合の受給開始した月は、上式の「〇〇〇円」を受給開始の日から当該月末日までの暦日数で日割計算（当該月の暦日数あたりの割合とする。本項において以下同じ。）した金額とし、解約日が月末日とならない場合の解約月は、上式の「〇〇〇円」

を当該月1日から解約日までの暦日数で日割計算した金額とする（いずれも円位未満四捨五入）。

②関電は、〇〇に対し、〇〇の被った通常生ずべき損害（1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入）として受給期間の残存月数（月未満切上のうえ、残存期間が1年に満たない場合は12ヶ月とし、7年を超える場合には84ヶ月とする。）に対応する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を上限とする。）に対する補償を行うものとする。

第34条（関電および〇〇による合意解約権）

関電および〇〇は、やむを得ない事由により本契約を解約する必要がある場合、あらかじめ文書をもって相手方に解約の申し入れを行い相手方から承諾を得ることにより、本契約を解約することができる。なお、受給開始の日以降に解約を申し入れる場合は、原則として解約する日の7年前までに当該申し入れを行うものとする。

2. 前項において、関電の申し入れにより受給開始の日より前に本契約が解約された場合、関電は、第22条第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、当該契約保証金に相当する金額の支払いに加えて、第24条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に〇〇の被った通常生ずべき損害（1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入）として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を上限とする。）に対する補償を行うものとする。なお、関電は、契約保証金の返還にあたり、利息を付さないものとする。

3. 第1項において、〇〇の申し入れにより受給開始の日より前に本契約が解約された場合、関電は、第22条第1項に基づき預託されている契約保証金の返還は行わない（第22条第3項に基づき支払保証がなされているときには、関電は第22条第1項に定める契約保証金の支払いを受ける。）とともに、〇〇は、第23条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に関電の被った通常生ずべき損害（1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入）として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を上限とする。）に対する補償を行うものとする。

4. 第1項において受給開始の日以降に本契約が解約された場合、次の各号によるものとする。

①関電および〇〇は、受給開始の日から解約時点までの期間について、下式により算定する各月の基本料金精算額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（解約月から遡って12ヶ月分の基本料金精算額の合計が、解約時点から1年前に発生したもの

として換算し、以降も同様とする。) (円位未満四捨五入) を精算するものとする。

各月の基本料金精算額

＝第7条第2項各号の算定方法による各月の基本料金 (別紙2による調整は行わない)

－〇〇〇円※別紙3 (入札価格計算書) における固定費耐用年数均等化年経費 (P欄) を12で除した金額 (円位未満四捨五入)

ただし、受給開始の日が月初 (1日) とならない場合の受給開始した月は、上式の「〇〇〇円」を受給開始の日から当該月末日までの暦日数で日割計算 (当該月の暦日数あたりの割合とする。本項において以下同じ。) した金額とし、解約日が月末日とならない場合の解約月は、上式の「〇〇〇円」を当該月1日から解約日までの暦日数で日割計算した金額とする (いずれも円位未満四捨五入)。

- ②申出者は、相手方に対し、相手方の被った通常生ずべき損害 (1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3 (入札価格計算書) における固定費耐用年数均等化年経費 (P欄) を12で除した金額 (円位未満四捨五入) として受給期間の残存月数 (月未満切上のうえ、残存期間が1年に満たない場合は12ヶ月とし、7年を超える場合には84ヶ月とする。) に対応する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額 (1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。) (円位未満四捨五入) を上限とする。) に対する補償を行うものとする。

第八 帰責事由のない場合の免責・契約解除等

第35条 (履行の中断・遅延に対する免責・契約解除)

関電および〇〇は、自己の責めに帰すことのできない事由により、本契約の履行の中断もしくは遅延、またはそれに伴い本契約の規定により本契約の解除・解約に至った場合には、相手方に対してその責めを負わないものとする。

2. 関電および〇〇のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、関電および〇〇のいずれも、何ら責めを負うことなく本契約を解除・解約することができる。ただし、1年を超過して受給を開始または再開できる見込みがある場合は、本契約継続の協議を行うことができるものとし、当該協議が成立した場合はこの限りではない。

①受給開始基準日から1年以内に受給を開始できない場合、または受給開始基準日から1年以内に受給を開始できる見込みがない場合

②受給電力の受給が停止し、または受給電力の全部もしくは一部の受給が制限され、その発生日から1年以内に受給を再開できない場合、またはその発生日から1年以内に受給を再開できる見込みがない場合

3. 前項により受給開始の日より前に本契約が解除・解約された場合、関電は、第22条第1項に基づき契約保証金が預託されているときにはそれを返還するものとする。なお、関電は、契約保証金の返還にあたり、利息を付さないものとする。

4. 第2項により受給開始の日以降に本契約が解除・解約された場合、関電および〇〇は、受給開始の日から解約時点までの期間について、下式により算定する各月の基本料金精算額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（解約月から遡って12ヶ月分の基本料金精算額の合計が、解約時点から1年前に発生したものととして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を精算するものとする。

各月の基本料金精算額

＝第7条第2項各号の算定方法による各月の基本料金（別紙2による調整は行わない）

－〇〇〇円※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入）

ただし、受給開始の日が月初（1日）とならない場合の受給開始した月は、上式の「〇〇〇円」を受給開始の日から当該月末日までの暦日数で日割計算（当該月の暦日数あたりの割合とする。本項において以下同じ。）した金額とし、解約日が月末日とならない場合の解約月は、上式の「〇〇〇円」を当該月1日から解約日までの暦日数で日割計算した金額とする（いずれも円位未満四捨五入）。

第36条（受給開始の遅延に対する免責・契約解除）

前条の規定は、第23条（供給設備の建設・工事の遅延に対する損害等の補償・契約の解除）第2項および第3項、ならびに第24条（系統連系に関する工事の遅延に対する損害等の補償・契約の解除）第2項および第3項については、適用しない。ただし、供給設備の建設・工事の遅延または系統連系に関する工事の遅延が、次の各号に該当する場合、または当該遅延が次の各号以外の自己の責めに帰すことのできない事由によるものであって、当該遅延に至った当事者の相手方がそれに対する免責を認めた場合は、この限りでない。

①大地震、洪水、津波等の通常予測できる範囲を超えた天災地変の発生により遅延した場合

②内乱、戦争、暴動、破壊活動等の政治的・社会的事象の発生により遅延した場合

③用地事情等、関電の責めに帰すことのできない事由により、系統連系に関する工事が遅延した場合

第37条（履行の中断・遅延の場合の回復努力）

関電および〇〇は、本契約の履行に中断もしくは遅延が生じ、または中断もしくは遅延が見込まれる場合には、それが自己の責めの有無を問わず、ただちに相手方に対して、当該中断もしくは遅延をもたらしている事由の内容とその予測継続期間を通知するとともに、本契約の履行のために最善の努力を尽くすものとする。

第九 その他

第38条（再生可能エネルギー発電設備としての認定を受ける場合の取り扱い）

〇〇の発電設備において、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」

におけるバイオマスをエネルギー源とした再生可能エネルギー発電設備としての認定を受ける場合は、関電および〇〇は、別途同法における特定契約を締結するとともに、本契約に必要な事項について、協議のうえ定めるものとする。

第39条（損害賠償）

関電および〇〇は、自己の責めに帰すべき事由により、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する。なお、本契約に別段の定めがある場合は、その定めによる。

第40条（反社会的勢力の排除）

関電および〇〇は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知・催告を要しないで、ただちに本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

①相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合

②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合

③反社会的勢力を利用するなどしたと認められる場合

④反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合（関電が電気需給契約に基づき電気を供給する場合を除く。）

⑤反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

⑥自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行った場合

（イ）暴力的な要求行為

（ロ）法的な責任を超えた要求行為

（ハ）取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（ニ）虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為

2. 関電および〇〇は、自らが前項各号に該当しないことを確約し、将来も前項各号に該当しないことを確約するものとする。

3. 第1項により、〇〇が受給開始の日より前に本契約を解除した場合、関電は、第22条第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、当該契約保証金に相当する金額の支払いに加えて、第24条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に〇〇の被った通常生ずべき損害（1ヶ月あたり〇〇〇〇円^{※別紙3（入札価格計算書）}）にお

ける固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入）として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を上限とする。）に対する補償を行うものとする。なお、関電は、契約保証金の返還にあたり、利息を付さないものとする。

4. 第1項により、関電が受給開始の日より前に本契約を解除した場合、関電は、第22条第1項に基づき預託されている契約保証金の返還は行わない（第22条第3項に基づき支払保証がなされているときには、関電は第22条第1項に定める契約保証金の支払いを受ける。）とともに、〇〇は、第23条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に関電の被った通常生ずべき損害（1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入）として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を上限とする。）に対する補償を行うものとする。

5. 第1項に基づき、受給開始の日以降に本契約が解除された場合、次の各号によるものとする。

①関電および〇〇は、受給開始の日から解約時点までの期間について、下式により算定する各月の基本料金精算額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（解約月から遡って12ヶ月分の基本料金精算額の合計が、解約時点から1年前に発生したものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を精算するものとする。

各月の基本料金精算額

＝第7条第2項各号の算定方法による各月の基本料金（別紙2による調整は行わない）

－〇〇〇〇円※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入）

ただし、受給開始の日が月初（1日）とならない場合の受給開始した月は、上式の「〇〇〇円」を受給開始の日から当該月末日までの暦日数で日割計算（当該月の暦日数あたりの割合とする。本項において以下同じ。）した金額とし、解約日が月末日とならない場合の解約月は、上式の「〇〇〇円」を当該月1日から解約日までの暦日数で日割計算した金額とする（いずれも円位未満四捨五入）。

②第1項各号のいずれかに該当し、解除の原因となった当事者は相手方に対し、相手方の被った通常生ずべき損害（1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入）として受給期間の残存月数（月未満切上のうえ、残存期間が1年に満たない場合は12ヶ月とし、7年を超える場合には84ヶ月とする。）に対応する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を上限とする。）に対する補償を行うものとする。

第41条（事業の承継等）

関電または〇〇が第三者と合併、会社分割、または第三者にその事業の全部もしくは本契約の履行に関係のある部分を譲渡しようとする場合は、あらかじめ相手方にそれを申し出のうえ、相手方の事前の書面による承諾を得るものとする。

2. 関電または〇〇は、本条の規定により合併、会社分割または第三者への事業の全部もしくは本契約の履行に関係のある部分の譲渡を行う場合には、本契約に定める諸条件をその承継者に承継させるものとする。
3. 関電および〇〇は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約に定める自己の権利もしくは義務または本契約上の地位を第三者に譲渡し、担保に供してはならないものとする。

（プロジェクトファイナンスの場合は、以下の条文および第4項を追記することができる。）

ただし、〇〇が〇〇の資金調達先に対する担保として、本契約に定める〇〇の関電に対する金銭債権を譲渡することについて、〇〇から事前の書面による申し出があった場合、関電・〇〇は協議を行うものとする。なお、〇〇は、この担保権の実行により、本契約に基づく〇〇の関電に対する金銭債権の取立権が担保権者に移転した場合においては、遅滞なく移転の事実および移転の相手方につき、関電に書面により通知するものとする。

4. 前項ただし書に基づく協議により関電が同項ただし書に定める金銭債権の譲渡を承諾する場合において、〇〇が関電に対し当該譲渡に係る承諾についての書面の作成を求めたとき、関電はこれに協力するものとする（ただし、関電は民法第468条第1項に定める異議を留めない承諾を行う義務を負うものではない。）。また、〇〇からの担保権の実行により取立権が移転した旨の通知を受けてから〇日間が経過するまでの間に関電が〇〇に対し履行した債務については、関電は当該第三者に対する債務履行の義務を負わず、当該第三者が関電に対し当該債務の履行を請求した場合は、〇〇の責任と負担でこれを解決する。なお、当該書面の作成に係る費用は〇〇の負担とする。

第42条（表明保証・損害賠償）

関電および〇〇は、相手方に対し、本契約締結日において、次の各号に定める事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- ①自らは、日本法に準拠して適法に設立され、有効に存在する法人であること
- ②自らは、自己の財産を所有し、現在従事している事業を執り行い、かつ、本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要とされる完全な権能および権利を有していること
- ③本契約の締結および履行は、自らの会社の目的の範囲内の行為であり、本契約に署名または記名捺印する者は、適用法令、定款その他の社内規則で必要とされる手続きに基づき、自らを代表して本契約に署名または記名捺印する権限を付与されていること

④本契約の締結および履行ならびに事業遂行に必要とされる一切の許認可、届出等（電気事業法に基づく許認可、届出を含むが、これに限られない。）を関連する適用法令の規定に従い適法かつ有効に取得、履践している、またはその意思を有すること

⑤本契約の締結および履行は、適用法令、自らの定款その他の社内規則、自らを当事者とする、または自らもしくは自らの財産を拘束し、もしくはこれに影響を与える第三者との間の契約または証書等に抵触または違反するものではないこと

⑥自らが支払停止、支払不能または債務超過の状態ではないこと、または倒産手続、解散または清算手続が係属していないこと。また、それらの手続きは申し立てられておらず、自らの知る限り、それらの開始原因または申立原因は存在していないこと

2. 関電または〇〇による前項の表明保証事項が真実に反しもしくは不正確であることにより、相手方が損害等を被った場合には、関電または〇〇はこれを賠償するものとする。

第43条（受給期間終了後の取り扱い）

関電または〇〇が、第4条に定める受給期間の終了後も、相手方との間で供給設備を用いた電力の受給を行うことを希望する場合は、受給期間終了の日の5年前までに、書面により相手方に契約延長の協議を申し出るものとし、当該相手方は、〇〇の供給設備を用いた電力供給事業からの撤退、受給電力の正常な供給への支障が見込まれるほどの供給設備の老朽化等、特別の事情がない限りは、協議に応じるものとする。

2. 前項に基づき契約が延長される場合の受給料金については、別紙2「受給料金調整に関する確認書」に定める料金調整諸元の契約延長時点での適正な原価に基づき、その他の契約条件については、本契約に定める諸条件に基づき、それぞれ関電・〇〇との協議のうえ、決定するものとする。

3. 前2項に係らず、〇〇は、第4条に定める受給期間の終了後、供給設備に係る電力の全部または一部を関電以外の第三者へ供給することができるものとする。

第44条（守秘義務）

関電および〇〇は、本契約の内容および本契約に係る機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員および従業員が本契約に係る機密を漏らさないようにしなければならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合、電気事業法および関係法令に基づく監督官庁の要請に対して当該監督官庁に開示する場合、要綱に従い関電が落札者情報等を開示する場合、電気事業法第22条第7項に従い〇〇が本契約に定める供給条件等について経済産業大臣または経済産業局長に届け出る場合ならびにその他法令で定める場合は、この限りではない。

第45条（管轄および準拠法）

本契約の解釈・履行などに関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

2. 本契約は、全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

第46条（本契約に定めのない事項等）

本契約に定めのない事項に係る契約条件については要綱の定めによるものとし、本契約および要綱に定めのない事項に係る契約条件については、関電および〇〇は、誠意をもって協議するものとする。
なお、運用細目については必要に応じて別途付帯契約書等を締結するものとする。

2. 本契約と要綱の定めの際に疑義が生じた場合は、本契約の定めを優先するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、関電・〇〇各々その1通を保有する。

平成 年 月 日

（関電）関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠

（〇〇）〇〇〇〇株式会社
代表者

各年における基本料金の合計額

(単位：千円)

年数	資本費	運転維持費	合計
1年目			
2年目			
3年目			
4年目			
5年目			
6年目			
7年目			
8年目			
9年目			
10年目			
11年目			
12年目			
13年目			
14年目			
15年目			

(アクセス工事費の精算)

第6条第8項および第21条第4項の〇〇が負担する工事費負担金と接続検討時のアクセス工事費用の差額のうち、〇〇側に原因がないと関電が合理的に判断した金額（以下「工事費負担金精算額」という。）が生じた場合、資本費を、下式により算定された額を加減算した額に置き換えるものとする。

各年の資本費

$$= \text{別紙3の当該年電源線等費用} \times \text{工事費負担金精算額} \div \text{〇〇〇円} \text{※接続検討時の工事費負担金を記載}$$

(土木建築工事費の補正)

資本費を、下式により算定された額を加減算した額に置き換えるものとする。

各年の資本費 = 別紙3の当該年土木建築工事費

$$\times \left(\left(\text{環境影響評価書確定月の物価指数}^{\ast} \div \text{2014年8月の物価指数}^{\ast} \right) - 1 \right)$$

ただし、以下の場合は補正しない。

$$-5\% < \left| \left(\text{環境影響評価書確定月の物価指数}^{\ast} \div \text{2014年8月の物価指数}^{\ast} \right) - 1 \right| < 5\%$$

※国土交通省公表の「建設工事費デフレーター」の「総合建設－土木総合－その他土木」（月次）とする。

受給料金調整に関する確認書

(本確認書は、収入金課税となる応札者に対応したものとしており、所得課税となる応札者に対しましては、事業税による調整は行いません)

関電・〇〇間の受給料金の調整方法について、以下のとおり確認する。なお、調整式において%標記の値を使用する場合は、100で除した値とする。

1. 料金調整諸元

①入札価格の燃料本体費	円	銭/kWh
②入札価格の燃料関係諸費	円	銭/kWh
③運転維持費エスカレーション率	一人あたり雇用者報酬指数 (CEI)	%
	国内企業物価指数 (CGPI)	%
	消費者物価指数 (CPI)	%
	変動なし	%
	合計	100%
④燃料本体費エスカレーション率	石炭 (一般炭) 価格変動率	%
	原油 (原油・粗油) 価格変動率	%
	液化天然ガス価格変動率	%
	合計	100%
⑤燃料関係諸費エスカレーション率	一人あたり雇用者報酬指数 (CEI)	%
	国内企業物価指数 (CGPI)	%
	消費者物価指数 (CPI)	%
	変動なし	%
	合計	100%
⑥基準燃料価格	石炭 (一般炭) 価格	円
	原油 (原油・粗油) 価格	円
	液化天然ガス価格	円

2. 受給料金の調整

(1) 資本費

下式により調整した金額とする。

当該年度資本費 (円位未満四捨五入)

$$= \text{第7条第2項各号(イ)で算定された当該年度資本費} \div (1 - \text{事業税率})$$

(2) 運転維持費

運転維持費の調整に用いる運転維持費エスカレーション率は、内閣府が毎年発表する「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」で明らかにされる、一人あたり雇用者報酬の対前年度変化率、国内企業物価指数・変化率の対前年度変化率、消費者物価指数・変化率の対前年度変化率および変動なしの4つの指標（消費税率変更による影響分は除く。）を、それぞれ料金調整諸元③の割合で合成したエスカレーション率とし、当該年度の運転維持費は、下式により調整した金額とする。なお、エスカレーション率の単位は小数第1位（単位未満四捨五入）とする。

当該年度運転維持費（円位未満四捨五入）＝

$$\{ \text{第7条第2項各号(イ)で算定された当該年度運転維持費} \\ \times (1+a) \times (1+b) \times (1+c) \} \div (1-\text{事業税率})$$

a＝平成26年度から当該年度の前々年度までの運転維持費エスカレーション率
(累計実績%値)

b＝当該年度の前年度の運転維持費エスカレーション率（実績見込%値）

c＝当該年度の運転維持費エスカレーション率（見通%値）

(3) 燃料本体費

下表の燃料本体費適用期間ごとに、下式により調整した単価とする。

当該月燃料本体費（銭位未満四捨五入）＝

$$(\text{料金調整諸元①} \times H \div I) \div (1-\text{事業税率})$$

H＝燃料本体費適用期間ごとに下表で定める平均燃料価格算定期間における料金調整諸元⑥に記載の燃料種1k1および1tあたりの平均燃料価格（財務省が公表する当該月の貿易統計の輸入品の数量および価額（確報値。ただし12月は確定値。）の平均価格：円位未満四捨五入）を、それぞれ料金調整諸元④の割合で、合成した価格（円位未満四捨五入）

I＝料金調整諸元⑥を料金調整諸元④の割合で合成した価格（円位未満四捨五入）

平均燃料価格算定期間	燃料本体費適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月1日から5月31日までの期間

(4) 燃料関係諸費

燃料関係諸費の調整に用いる燃料関係諸費エスカレーション率は、内閣府が毎年発表する「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」で明らかにされる、一人あたり雇用者報酬の対前年度変化率、国内企業物価指数・変化率の対前年度変化率、消費者物価指数・変化率の対前年度変化率および変動なしの4つの指標(消費税率変更による影響分は除く。)を、それぞれ料金調整諸元⑤の割合で合成したエスカレーション率とし、当該年度の燃料関係諸費は、下式により調整した単価とする。なお、エスカレーション率の単位は小数第1位(単位未満四捨五入)とする。

$$\text{当該年度燃料関係諸費(銭位未満四捨五入)} = \{ \text{料金調整諸元②} \times (1 + d) \times (1 + e) \times (1 + f) \} \div (1 - \text{事業税率})$$

d = 平成26年度から当該年度の前々年度までの燃料関係諸費実績エスカレーション率
(累計実績%値)

e = 当該年度の前年度の燃料関係諸費エスカレーション率(実績見込%値)

f = 当該年度の燃料関係諸費エスカレーション率(見通%値)

入札価格計算書

(単位：千円、円/kWh)

			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	合計	備考	
固定費	資本費 <small>(再掲：アクセスコスト (特定負担分))</small> <small>(再掲：土木建築工事費)</small>	A	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
	運転維持費	B																		
	小計	C = A + B																		
	複利原価係数	$D = (1 + 0.029)^{-y}$	0.97182	0.94443	0.91781	0.89195	0.86681	0.84238	0.81864	0.79557	0.77315	0.75136	0.73018	0.70960	0.68960	0.67017	0.65128	—	(資本回収係数) O (0.08316)	(固定費価格)
	現在価値	$E = C \times D$																	(ΣE)	(P = ΣE × O)
可変費	燃料本体費	F																		
	燃料関係諸費	G																		
	小計	H = F + G																	(可変費価格) (T = S - R)	
合計	合計	I = C + H																		
	複利原価係数	$J = (1 + 0.029)^{-y}$	0.97182	0.94443	0.91781	0.89195	0.86681	0.84238	0.81864	0.79557	0.77315	0.75136	0.73018	0.70960	0.68960	0.67017	0.65128	—	(資本回収係数) O (0.08316)	(入札価格)
	現在価値	$K = I \times J$																	(ΣK)	(Q = ΣK × O)
資本費の年度回収率の上限 (%)		15年契約	13.8%	25.8%	36.1%	45.1%	52.9%	59.6%	65.4%	70.5%	75.1%	79.6%	84.0%	88.2%	92.3%	96.2%	100.0%			
基準受給電力量		L	(基準受給電力) × 8,760h × 70%																	
備考																				

耐震設計および津波対策

1. 耐震対策

〇〇の発電設備の耐震設計については、資源エネルギー庁が公表した「電気設備防災対策検討会報告（耐震性関係）（平成7年11月24日 資源エネルギー庁）」に示される電気設備の耐震性確保の考え方に基づくものとし、設計方法については、J E A C 3 6 0 5 - 2 0 0 9 「火力発電所の耐震設計規程（平成22年3月 社団法人日本電気協会）」に準拠するものとする。

ただし、設計においては、以下の条件を反映するものとする。

- ① ボイラ支持鉄構、蒸気タービン・ガスタービン架台、発電所本館、開閉所建屋、煙突の耐震設計は動的解析法を用いることとし、動的解析に用いる入力地震動としては、設備の重要性や損傷による社会的な影響等を考慮し、レベル1地震動、レベル2地震動を採用した2段階の設計を行うこと。
- ② 液化ガス用燃料設備の機器類の耐震設計において考慮すべき地震動については、重要度分類によりレベル1地震動、レベル2地震動の2段階で設計すること。
- ③ 燃料供給設備においても、全体システムとして著しい供給支障をきたさないよう耐震性を確保すること。
- ④ 設計に用いるレベル2地震動については、国・自治体等の公的機関（例えば、中央防災会議、地震調査研究推進本部等）が公表している情報を踏まえ、立地点における設計設備に影響が最も大きいものを少なくとも1つ以上含めること。

「電気設備防災対策検討会」は、資源エネルギー庁により平成7年3月から開催された検討会であり、その報告は「地震に強い電気設備のために（平成8年3月、資源エネルギー庁編）」において掲載。

「電気設備防災対策検討会報告（耐震性関係）」で示される耐震性確保の考え方は、下表のとおり。

表 電気設備の耐震性区分と確保すべき耐震性

耐震性区分	区分Ⅰ	区分Ⅱ
電気設備の区分	ダム、LNG地上式タンク、 LNG地下式タンク、油タンク (一旦機能喪失した場合に人命に重大な影響を与える可能性のある電気設備)	発電所建屋、タービン、ボイラ、変電設備、送電設備、配電設備、給電所、電力保安通信設備等 (区分Ⅰ以外の電気設備)
一般的な地震動 ^{※1} に際し、	個々の設備毎の機能に重大な支障が生じないこと	
高レベルの地震動 ^{※2} に際しても、	人命に重大な影響を与えないこと	著しい(長期的かつ広範囲)供給支障が生じないよう、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能が確保されること

※1：供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動

※2：発生確率は低い直下型地震または海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動

2. 津波対策

〇〇の発電設備の津波対策については、「総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会電気設備地震対策ワーキンググループ報告書（平成24年3月）」において示された「電気設備の津波への対応の基本的な考え方」および「電気設備の津波対策」に基づいた対策を行うものとする。

対策検討に用いる頻度の高い津波および最大クラスの津波については、国・自治体等の公的機関（例えば、中央防災会議、地震調査研究推進本部等）が公表している情報を踏まえ、立地点における影響が最も大きいものを設定するものとする。

保 証 書

平成 年 月 日

関西電力株式会社

取締役社長 八木 誠 様

(銀行名)

□□□□株式会社

代表者

印

当行は、保証委託者と連帯して、下記のとおり契約保証金の預託に代わる支払保証をいたします。

記

保 証 委 託 者	(住所) ○○○○株式会社 代表者
保 証 の 内 容	貴殿と保証委託者間で平成 年 月 日付で締結した電力受給契約に基づく債務につき、その不履行に伴い、貴殿に対して負担すべき下記金員の支払いに係る連帯保証。 [負担すべき金員] ・前記電力受給契約第23条、第25条、第32条、第34条および第40条の規定に基づき、受給開始の日より前に契約を解除・解約する場合に、保証委託者が貴殿に支払うべき同契約第22条第1項に定める金額。
保 証 額	円
保証債務の消滅時期	前記電力受給契約に定める受給電力の受給開始(平成○○年○月1日目途)に至ったとき、または、前記「負担すべき金員」の貴殿への支払いが完了したとき。

以上

事業の移管に伴う確認書

関西電力株式会社（以下「関電」という。）、〇〇〇〇株式会社（以下「〇〇」という。）および××××株式会社（以下「××」という。）は、〇〇による××への電力卸供給事業の移管に伴い、下記事項を確認する。

記

〇〇は、関電との間に平成 年 月 日付で締結した「電力受給契約書」（以下「本契約」という。）に基づく電力卸供給事業を、〇〇が平成 年 月 日に設立した、××に平成 年 月 日に移管することとした。

これに伴い、本契約に基づく〇〇の一切の権利義務は、平成 年 月 日をもって××が継承するものとし、〇〇は、××が関電に対して負う一切の債務につき、平成 年 月 日付で関電に差し入れる「連帯債務保証確約書」に基づき連帯保証するものとする。

上記事項の確認の証として本確認書3通を作成し、関電、〇〇および××の3者が記名捺印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠

〇〇〇〇株式会社
代表者

××××株式会社
代表者

平成 年 月 日

関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠 様

(連帯債務保証人)
〇〇〇〇株式会社
代表者 印

連帯債務保証確約書

連帯債務保証人である〇〇〇〇株式会社（以下「〇〇」という。）は、〇〇が平成 年 月 日に設立した、××××株式会社（以下「××」という。）が、平成 年 月 日付で〇〇と関西電力株式会社（以下「関電」という。）が締結した「電力受給契約書」、および平成 年 月 日付で関電、〇〇および××が締結した「事業の移管に伴う確認書」に従って、××が関電との取引によって現在および将来負担する一切の債務について、主債務者である××と連帯して債務を負うことを確約いたします。

「電力受給契約書（ひな型）：管外版」
当社以外の一般電気事業者の系統に連系する場合

目 次

第一 基本事項

第1条	目的	1
第2条	受給電力	1
第3条	受給開始の日	1
第4条	受給期間	2

第二 振替供給

第5条	基本原則	2
第6条	振替供給契約等	2
第7条	振替供給の円滑な実施	2
第8条	振替供給の実施細目	2

第三 受給上の通告および計量・記録

第9条	受給上の通告	2
第10条	受給電力および受給電力量の計量・記録	4

第四 受給料金

第11条	受給料金の算定	5
第12条	超過停止電力量に対する基本料金の減額	7
第13条	通告超過電力量に対する電力量料金の減額	8
第14条	通告未達電力量に対する電力量料金の減額	8
第15条	年間受給電力量未達に対する補償	9
第16条	二酸化炭素排出係数超過に対する基本料金の減額	9
第17条	発電余力の活用	11
第18条	余力活用に伴う余力活用補償電力量に対する電力量料金の減額	11
第19条	変更賦課金補償料金	11
第20条	帰責事由のない停止の場合の基本料金の支払い	11
第21条	受給料金の請求および支払い	12
第22条	消費税等相当額	12

第五 受給開始前の建設・工事等

第23条	供給設備の建設・工事	12
第24条	供給設備の仕様等	12
第25条	供給設備の建設・工事の進捗	13
第26条	系統連系に関する工事	13
第27条	契約保証金・銀行法に規定される銀行の保証状	14
第28条	供給設備の建設・工事の遅延に対する損害等の補償・契約の解除	14
第29条	系統連系に関する工事の遅延に対する損害等の補償・契約の解除	15
第30条	両者ともに遅延する場合の取り扱い	15

第六 試運転

第31条 試運転	16
第32条 試運転受給電力の受給条件	16

第七 設備の管理・補修等

第33条 設備の管理・補修責任	16
第34条 調査	17
第35条 報告	17
第36条 責任者の指定	17

第八 解除・解約権

第37条 関電による解除・解約権	17
第38条 ○○による解除・解約権	18
第39条 関電および○○による合意解約権	20

第九 帰責事由のない場合の免責・契約解除等

第40条 履行の中断・遅延に対する免責・契約解除	21
第41条 受給開始の遅延に対する免責・契約解除	22
第42条 履行の中断・遅延の場合の回復努力	22

第十 その他

第43条 再生可能エネルギー発電設備としての認定を受ける場合の取り扱い	23
第44条 損害賠償	23
第45条 反社会的勢力の排除	23
第46条 事業の承継等	25
第47条 表明保証・損害賠償	25
第48条 受給期間終了後の取り扱い	26
第49条 守秘義務	26
第50条 管轄および準拠法	27
第51条 本契約に定めのない事項等	27

別紙

別紙1 各年における基本料金の合計額	28
別紙2 受給料金調整に関する確認書	29
別紙3 入札価格計算書	32
別紙4 耐震設計および津波対策	33

添付資料

添付資料1 保証書	35
添付資料2 事業の移管に伴う確認書	36
添付資料3 連帯債務保証確約書	37

電力受給契約書（ひな型）：管外版

関西電力株式会社（以下「関電」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「〇〇」という。）とは、関電の「火力電源入札募集要綱（平成26年度版）」（以下「要綱」という。）を承諾のうえ〇〇から関電に提出された平成26年 月 日付「火力電源入札に対する事業提案書」（以下「提案書」という。）記載の電力の受給に関して、次のとおり契約する。（以下、この電力の受給に関する契約を「本契約」という。）

第一 基本事項

第1条（目的）

本契約は、〇〇が 市 に保有する発電設備（以下「発電設備」という。）から発生する電力を関電に供給し、関電がその電力を受電することにより、関電の電力需給の安定に資することを目的とする。（アグリゲーションの場合は、別表で所在地一覧を作成し、別表を読みに行く内容とします。）

第2条（受給電力）

本契約に従って、〇〇が関電に供給し、関電を受電する電力（以下「受給電力」という。）の内容は、以下のとおりとする。（アグリゲーションの場合は、別表で受給地点、財産分界点など所在地ごとで異なる項目の一覧を作成し、別表を読みに行く内容とします。）

電気方式	交流三相三線式
標準周波数	60ヘルツ（または50ヘルツ）
受給電圧	標準電圧 ボルト
定格力率	パーセント（遅れ） ～ パーセント（進み）
受給地点	
受給最大電力	キロワット（外気温 ℃）
基準受給電力	キロワット（外気温 ℃）
基準利用率	70パーセント （年間受給電力量設定範囲 50パーセント～80パーセント）
運転機能	『非価格要素の需給調整機能設置を選択された場合に機能を追記します。』
保安責任分界点	
財産分界点	

第3条（受給開始の日）

前条に定める受給電力の受給開始の日は、平成〇〇年〇月1日（以下「受給開始基準日」という。）とする。

- 第28条第1項および第29条第1項に定める場合を除くほか、受給開始基準日に受給電力の受給を開始することが困難である場合は、関電と〇〇は、誠意をもって協議を行い、受給開始の日を受給開始基準日より後の日に変更することができる。

第4条（受給期間）

本契約に基づく受給電力の受給期間は、受給開始の日から満〇^{※提案書記載の受給期間}年目の日までとする。

2. 本契約において、年間または年度とは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

ただし、受給開始の日が4月1日でない場合の受給開始初年度は、受給開始の日から翌3月31日まで、最終年度は4月1日から受給期間終了日までを年間または年度とする。

第二 振替供給

第5条（基本原則）

関電および〇〇は、この契約に基づき電力受給を行うにあたり、一般電気事業者の会社間連系線等（以下「連系線」という。）の利用に関する法令および第6条で定める関連一般電気事業者の託送供給約款、その他の電力系統利用に関するルール（以下総称して「系統利用ルール」という。）を遵守するものとする。

2. 法令または系統利用ルールの改廃が行われた場合、当該法令または系統利用ルールの改廃に準じて、この契約に必要な改変がなされたものとみなす。

3. 法令または系統利用ルールの改廃により、本契約の義務の履行または権利の行使に支障が生じる場合は、関電および〇〇は、速やかに協議のうえ、その取り扱いを決定するものとする。

第6条（振替供給契約等）

振替供給契約およびその他振替供給にあたり必要となる契約（以下「振替供給契約等」という。）は、第23条で定める〇〇の供給設備と系統連系する▲▲電力株式会社（以下「▲▲」という。）および送電経路上の他の一般電気事業者（以下これらを総称して「関連一般電気事業者」という。）の託送供給約款に基づき、関電と関連一般電気事業者との間で締結するものとする。

第7条（振替供給の円滑な実施）

〇〇は、前条に基づく関電と関連一般電気事業者との振替供給契約等を前提に関電と〇〇との電力の受給が行われることを認識し、関連一般電気事業者の託送供給約款における発電者に関する事項を遵守するものとする。

第8条（振替供給の実施細目）

振替供給を実施するうえで、必要な細目的事項については、別途、関電、〇〇および関連一般電気事業者の間で定めるものとする。

第三 受給上の通告および計量・記録

第9条（受給上の通告）

〇〇は、受給開始の日が属する年度の前年度から、毎年10月の関電が指定する期日までに、将来

3ヶ年度の発電設備の定期検査・補修に伴う停止計画（以下「停止計画」という。）を提出し、翌年度の停止計画について関電の承認を受けるものとする。関電が承認した停止計画に基づき、翌年度の可能受給電力量を下式により算定するものとする。

可能受給電力量＝基準受給電力×運転可能時間数

運転可能時間数＝当該年度の年間時間数

－（関電が承認した停止計画における停止日数×24時間）

なお、〇〇が提出する停止計画における停止時期および停止日数は、夏季（7月1日から9月30日までをいう。以下同じ。）および冬季（12月1日から翌年2月末日までをいう。以下同じ。）を除く時期において合理的に必要とされる範囲で設定するものとする。ただし、関電が夏季または冬季に停止時期および停止日数を設定することを認めた場合は、この限りではない。

2. 関電は、前項により承認した停止計画をもとに、第2条に定める年間受給電力量設定範囲内で、毎年2月末日までに、関電が年間に受給する予定の電力量（以下「年間受給電力量」という。）を含む翌年度の受給計画を決定し、〇〇に通知するものとする。ただし、〇〇が第2条に定める年間受給電力量設定範囲を超える範囲を承認した場合は、この限りではない。

なお、関電が通知した翌年度の年間受給電力量が翌年度の基準受給電力量（基準受給電力に当該年度の年間時間数と70%を乗じて算定される電力量をいう。）と異なる場合、関電は〇〇に対し、その理由を説明するものとする。

3. 関電は、前項によりあらかじめ定められた受給計画をもとに最新の需給状況等を考慮したうえで、毎月25日までに翌月の受給計画を〇〇に通告する。また、毎週月曜日17時（以下「通告変更期限」という。）までに翌週（次の土曜日から翌々週の金曜日まで）の30分ごとの受給電力量、その他電力受給に必要な事項を〇〇に通告する。

4. 関電は、通告変更期限までの間に、需給状況の変動等により前項に基づき実施した通告を変更する必要がある場合、通告した事項を変更することができる。また、関電は、通告変更期限が経過した後であっても、〇〇との協議により、〇〇の発電設備に係る本契約以外の電力受給契約に影響しない範囲で、通告した事項を変更することができる。

『非価格要素の需給調整機能設置を選択された場合、第4項に下記の内容を追記します。』

なお、第23条に基づき、〇〇がAFCおよびOTMの通信装置を設置し、OTMが使用可能となった場合、関電は、需要の見直しおよび当日の需給状況により前項に基づき実施した通告（本項により通告した事項を変更した場合は変更後の通告）を変更する必要がある場合、〇〇に対し通告の範囲内でOTMによる出力増減指令を行い、出力を増減させることができるものとする。ただし、系統および電源の事故ならびに需給変動時等により緊急的に需給調整が必要な場合は、通告の範囲を超えてOTMによる出力増減指令を行い、出力を増減させることができるものとする。OTMの使用を通告した時間帯については、OTMによる出力増減指令に伴い出力変動する時間帯は第11条第3項に

定める実績受給電力量を、それ以外の時間帯はOTMによる指令値を第6項に定める通告電力量とする。

ただし、この扱いによることが適当でないと関電が合理的に判断する場合は、別途協議により定めるものとする。

5. ○○は、第23条に定める供給設備に事故等が生じた場合、ただちに関電に通知するものとし、関電は○○の通知に基づき、必要に応じ、通告した事項を変更する。なお、本項は○○の損害賠償責任その他の責任を免れさせるものではない。

6. 関電は、前3項で通告する、○○が関電へ供給すべき30分ごとの受給電力量（通告した事項を変更した場合は変更後の通告に係る受給電力量をいい、以下「通告電力量」という。）の年間合計値（以下「年間通告電力量」という。）が、次の各号に定める上限および下限の範囲内となるよう通告するものとする。ただし、○○がこの範囲を超えることを承認した場合は、○○が承認した範囲を年間通告電力量の上限および下限とする。

なお、関電の責めに帰すべき事由（本項において年間受給電力量の設定範囲で通告した場合を含む。）により、第15条第2項に準じて算定された電力量を、本項に定める年間通告電力量に加算した値が、基準受給電力に当該年度の年間時間数と60%を乗じて算定される電力量を下回る場合で、○○の発電設備の発電効率が低下するときは、関電は、○○に対し、その下回った範囲において、○○の発電設備の発電効率の低下に対する補正を行うものとし、具体的には関電・○○との協議のうえ、別途定めるものとする。

①年間通告電力量の上限

次の（イ）から（ハ）までの電力量のうち最も少ないものとする。

（イ）年間受給電力量＋基準受給電力×当該年度の年間時間数×10%

（ロ）第2条で定める年間受給電力量設定範囲の上限に相当する電力量

（ハ）可能受給電力量

②年間通告電力量の下限

次の（イ）および（ロ）の電力量のうち最も多いものとする。

（イ）年間受給電力量－基準受給電力×当該年度の年間時間数×10%

（ロ）第2条で定める年間受給電力量設定範囲の下限に相当する電力量

7. 関連一般電気事業者の都合により、振替供給の全部または一部が中断された場合、関電または○○は、その旨を速やかに相手方に通知する。

8. 電力の受給に関するその他の細目事項については、別途定める給電申合書によるものとする。

第10条（受給電力および受給電力量の計量・記録）

受給電力および受給電力量は、関電と▲▲の振替供給契約等に基づく受電地点での計量値により確認するものとする。なお、計量の方法、計量器の故障時の取り扱いその他計量に関する事項について

は、関電と▲▲間の振替供給契約等の定めに従うものとする。

2. 関電は、▲▲から計量値を受領したのち、速やかにその内容を〇〇に通知するものとする。

3. 〇〇は、本契約の受給電力量の仕訳における順位を卸電力取引所のスポット取引、時間前取引および先渡市場取引に次ぐ最上位かつ単独の順位とするものとする。

ただし、〇〇が〇〇の発電設備から発生する電力を関電以外の第三者に供給する場合（第17条に定める余力活用は除く。）については、関電受電分と第三者受電分を同順位とすることも可能とする。

『非価格要素の需給調整機能設置を選択された場合、第3項に下記の内容を追記します。』

ただし、第23条に基づき、〇〇がAFCおよびOTMの通信装置を設置し、AFCおよびOTMが使用可能となった場合で、関電がAFC制御運転を通告した時間帯およびOTMによる出力増減指令に伴い出力変動する時間帯については、最下位かつ単独の順位とするものとする。

なお、この扱いによることが適当でないと関電が合理的に判断する場合は、別途協議により定めるものとする。

4. 〇〇は、電力の受給について関電が必要とする事項を記録するものとし、関電の求めに応じてこれを提出するものとする。

5. 〇〇と関電は、系統運用上必要な情報の交換を行うものとする。

6. 記録型計量器その他計量に必要な付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量器の情報を伝送するための通信装置等をいう。）および区分装置（力率測定時間を区分する装置等をいう。）

（以下、これらを総称して「計量装置」という。）を▲▲が設置することに伴い、関電が▲▲から、それに係る工事費負担金の請求を受けた場合は、〇〇が当該工事費負担金を負担するものとし、この場合、〇〇は関電に対し▲▲からの請求に基づき関電が支払うべき工事費負担金相当額を関電の請求に従って速やかに支払うものとする。

7. 法令により計量装置を▲▲が取り替えることに伴い、関電が▲▲から、それに係る実費の請求を受けた場合は、〇〇が当該実費を負担するものとし、この場合、〇〇は関電に対し▲▲からの請求に基づき関電が支払うべき実費相当額を関電の請求に従って速やかに支払うものとする。

第四 受給料金

第11条（受給料金の算定）

関電が〇〇に支払う各月の受給料金は、第2項により算定された基本料金と第3項により算定された電力量料金との合計額に、第22条に定める消費税等相当額を加えた金額とする。

2. 基本料金

各年度における基本料金は、次の各号で算定した金額とする。ただし、本契約の定めにより、本契約が解除・解約となった場合において、解除・解約日が月末日でないときの解除・解約日が属する月の基本料金は、1日から解除・解約日までの暦日数で日割計算(当該月の暦日数あたりの割合とする。)した金額(円位未満四捨五入)とする。

①受給開始した年度の基本料金は、次により算定した金額とする。

- (イ) 当該年度に支払う基本料金の年度合計額は、別紙1の1年目の資本費および運転維持費をそれぞれ受給開始の日から同日が属する年度の3月31日までの暦日数(以下「日割日数」という。)で日割計算(当該年度の暦日数(第4条第2項の定めに係らず、4月1日から翌年3月31日までの日数とする。)あたりの割合とする。本項②号(イ)および③号(イ)において同じ。)した金額(円位未満四捨五入)を、別紙2「受給料金調整に関する確認書」2(1)および2(2)で調整した金額の合計額とする。
- (ロ) 受給開始した月の基本料金は、(イ)の基本料金の年度合計額を受給開始の日からその月の末日までの暦日数で日割計算(日割日数あたりの割合とする。)した金額(円位未満四捨五入)とする。
- (ハ) 受給開始した月の翌月以降の毎月の基本料金は、(イ)から(ロ)を差し引いた金額を残りの月数で月割した金額とし、端数は3月分で調整するものとする。

②受給開始した年度の翌年度以降の各年度(受給期間最終年度を除く。)の基本料金は、次により算定した金額とする。

- (イ) 受給開始した年度の翌年度に支払う基本料金の年度合計額は、別紙1の1年目の資本費および運転維持費から前号(イ)で日割計算した資本費および運転維持費の金額を差し引いた金額に、別紙1の2年目の資本費および運転維持費を日割日数で日割計算した金額(円位未満四捨五入)を加算した金額を、別紙2「受給料金調整に関する確認書」2(1)および2(2)で調整した金額の合計額とする。受給開始した年度の翌々年度以降の基本料金の年度合計額も、同様の方法により算定するものとする。
- (ロ) 毎月の基本料金は、(イ)の基本料金の年度合計額を12等分した金額とし、端数は3月分で調整するものとする。

③受給期間最終年度の基本料金は、次により算定した金額とする。

- (イ) 当該年度に支払う基本料金の年度合計額は、別紙1の〇年目^{※提案書記載の受給期間}の資本費および運転維持費から前号(イ)で日割計算した〇年目^{※提案書記載の受給期間}の資本費および運転維持費の金額を差し引いた金額(円位未満四捨五入)を、別紙2「受給料金調整に関する確認書」2(1)および2(2)で調整した金額の合計額とする。
- (ロ) 受給期間最終月の基本料金は、(イ)の基本料金の年度合計額をその月の1日から受給期間最終日までの暦日数で日割計算(当該年度の4月1日から受給期間最終日までの暦日数あたりの割合とする。)した金額(円位未満四捨五入)とする。
- (ハ) 4月分から受給期間最終月の前月までの毎月の基本料金は、(イ)から(ロ)を差し引いた金額を該当する月数で月割した金額とし、端数は受給期間最終月の前月分で調整するものとする。

とする。

3. 電力量料金

電力量料金は、第10条で計量された受給電力量（以下「実績受給電力量」という。）の1ヶ月の合計値に、下記の入札価格の燃料本体費および燃料関係諸費を別紙2「受給料金調整に関する確認書」2（3）および2（4）に定める方法により調整して合計した単価（以下「電力量料金単価」という。）を乗じた金額（円位未満四捨五入）とする。

燃料本体費	1キロワット時あたり	円	銭
-------	------------	---	---

燃料関係諸費	1キロワット時あたり	円	銭
--------	------------	---	---

第12条（超過停止電力量に対する基本料金の減額）

第23条に定める供給設備の事故または第9条第1項で関電が承認した停止計画における定期検査・補修日数の超過等の事由で、受給電力の供給が停止し、または受給電力の全部もしくは一部の供給が制限されたと関電が合理的に判断した場合、次項以下の定めに従って基本料金の減額または差額の精算を行う。

なお、受給電力の供給が停止し、または受給電力の全部もしくは一部の供給が制限される事由が、本項に定める事由によるものか、第23条に定める供給設備の機能によるものかは、〇〇の報告内容に基づき関電が合理的に判断し、不足した電力量を、第4項に定める停止電力量として取り扱うか、第14条に定める通告未達電力量として取り扱うかを決定する。

2. 前項の場合、次項によって算定される超過停止電力量に、下式により算定される超過停止単価を乗じて得られる金額（円位未満四捨五入）を、当該年度の最終月の基本料金より減額する。

$$\text{超過停止単価（1キロワット時あたり）} = \frac{\text{当該年度の基本料金の年度合計額}}{\text{当該年度の可能受給電力量（銭位未満四捨五入）}}$$

ただし、当該減額に係る金額が、当該年度の最終月の基本料金を上回る場合は、その月の基本料金は零とし、差額は翌月の基本料金から減額するものとし、以降同様とする。なお、当該年度が受給期間の最終年度であり、当該減額に係る金額が、当該年度の最終月の基本料金を上回る場合は、その月の基本料金は零とし、〇〇は関電にその差額を支払う。

3. 超過停止電力量は、下式により算定するものとする。ただし、超過停止電力量が負の値になる場合は、零とする。

$$\text{超過停止電力量} = \text{第4項で算定された年間停止電力量} - (\text{当該年度の可能受給電力量} \times 3 \div 100)$$

4. 基準受給電力に停止および制限時間数（小数点以下第2位四捨五入）を乗じて得られる電力量から、当該停止および制限期間中の通告電力量を差し引いて算定した電力量を停止電力量といい、停止電力

量を年間で累積したものを年間停止電力量という。

ただし、受給電力の供給が停止し、または受給電力の全部もしくは一部の供給が制限される事由が、〇〇の責めに帰すことができない事由であると関電が合理的に判断した場合は、停止電力量に含めないものとする。

5. 前項の停止電力量について、〇〇が代替供給力を調達し、関電に供給を行った場合は、当該電力量に相当する電力量を停止電力量から控除できるものとし、具体的な運用方法については、別途協議によりあらかじめ定めるものとする。

第13条（通告超過電力量に対する電力量料金の減額）

30分あたりの実績受給電力量が、第9条により関電が〇〇に通告した通告電力量を超過した場合、その超過した電力量の月間合計値を、通告超過電力量とする。

ただし、超過となった原因が、〇〇の責めに帰すことができない事由であると関電が合理的に判断した場合は、通告超過電力量として扱わないものとする。

『非価格要素の需給調整機能設置を選択された場合、以下の場合を通告超過電力量の免除対象とします。』

AFC制御運転時においては、30分あたりの実績受給電力量が、通告電力量にAFC出力変化幅の2分の1に相当する電力量を加算した電力量を超過しない場合

ただし、この扱いによることが適当でないと関電が合理的に判断する場合は、別途協議により定めるものとする。

2. 前項によって算定された通告超過電力量に、当該月の電力量料金単価の2分の1または当該月の電力量料金単価から関電と▲▲の振替供給契約等に基づき▲▲が関電から受電した電気に係る当該月の託送供給余剰電力量実績単価（燃料費調整反映後）を差し引いた単価のうち高位の単価を乗じて得られる金額（円位未満四捨五入）を、当該月の電力量料金より減額する。

第14条（通告未達電力量に対する電力量料金の減額）

30分あたりの実績受給電力量が、第9条により関電が〇〇に通告した通告電力量に対して未達となった場合、その未達分の電力量の月間合計値を、通告未達電力量とする。

ただし、未達となった原因が、〇〇の責めに帰すことができない事由であると関電が合理的に判断した場合は、通告未達電力量として扱わないものとする。

『非価格要素の需給調整機能設置を選択された場合、以下の場合を通告未達電力量の免除対象とします。』

AFC制御運転時においては、30分あたりの実績受給電力量が、通告電力量からAFC出力変化幅の2分の1に相当する電力量を減算した電力量に対し未達とならない場合

ただし、この扱いによることが適当でないと関電が合理的に判断する場合は、別途協議により定めるものとする。

2. 前項によって算定された通告未達電力量に、当該月の電力量料金単価の2分の1または関電と▲▲の振替供給契約等に基づき関電が▲▲から受電した電気に係る当該月の振替補給電力量実績単価（燃料費調整反映後）から当該月の電力量料金単価を差し引いた単価のうち高位の単価を乗じて得られる金額（円位未満四捨五入）を、当該月の電力量料金より減額する。

第15条（年間受給電力量未達に対する補償）

年間通告電力量が、第9条第6項で年間受給電力量を基に算定した年間通告電力量の通告範囲の下限に相当する電力量を下回った場合、関電は、下式により算定された金額（円位未満四捨五入）を未達補償料金として、当該年度の最終月の電力量料金に加算して支払う。

未達補償料金

$$= (\text{第9条第6項で算定された年間通告電力量の通告範囲の下限に相当する電力量} \\ - \text{同項に定める年間通告電力量}) \times (\text{当該年度最終月の電力量料金単価} \div 2)$$

2. 関電の責めに帰すことのできない事由により、受給電力の受給が停止し、または受給電力の全部もしくは一部の受給が制限された場合、前項の未達補償料金の算定にあたっては、第9条第3項により関電が〇〇に通告した当該停止期間中の通告電力量と、第9条第4項または第5項により変更した当該停止期間中の通告電力量（複数回変更した場合は最新の通告電力量をいう。）との差から算定される電力量を、第9条第6項に定める年間通告電力量に加算する。

< 応札時に当社に二酸化炭素排出係数の調整を委ねることを選択した場合 >

第16条（二酸化炭素排出係数超過に対する基本料金の減額）

〇〇は、〇〇の発電設備の発生電力のうち、本契約の電力受給に係る前年度の二酸化炭素排出量および二酸化炭素排出係数の実績（以下「実績排出係数」という。）ならびに、その算出根拠等を、毎年5月の関電の指定する期日（以下「報告期日」という。）までに関電に報告するものとする。また、〇〇が燃料転換等を行い、実績排出係数が契約排出係数（1キロワット時あたり〇. 〇〇〇二酸化炭素トン^{※提案書記載の二酸化炭素排出係数}とする。以下同じ。）を超過する場合で、〇〇が炭素クレジット等（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度において、調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができるもの。以下同じ。）を調達し実績排出係数を調整する場合は、〇〇が炭素クレジット等を調達して〇〇が予め炭素クレジット等を反映したうえで、調整後の二酸化炭素排出係数（以下「調整後排出係数」という。）およびその算出根拠等をあわせて報告期日までに関電に報告するものとする。

2. 〇〇が前項にて報告する実績排出係数（〇〇が炭素クレジット等を調達して実績排出係数を調整した場合は、調整後排出係数とする。本項において以下同じ。）が、契約排出係数を超過した場合は、以下の各号により算定した金額を、当該年度の翌年度の最終月の基本料金から減額するものとする。

なお、当該減額に係る金額が、当該年度の翌年度の最終月の基本料金を上回る場合は、その月の基本料金は零とし、残額は翌月の基本料金から減額するものとし、以降同様とする。また、当該年度が受給期間の最終年度の場合は、〇〇は、翌年度〇月に当該金額に関電に支払うものとする。

- ①関電が、当該年度の排出係数確定時期までに炭素クレジット等を調達できた場合は、超過した排出係数に、当該年度の実績受給電力量を乗じて算出された二酸化炭素排出量（以下「超過排出量」という。）に対し、関電による炭素クレジット等の調達に要した費用（仲介料、手数料、関電の人件費等を含む）。
- ②関電が、当該年度の排出係数確定時期までに炭素クレジット等を調達できなかった場合は、報告期日から当該年度の排出係数確定時期までの間の炭素クレジット等の市場価格（市場の縮小や廃止等により指標として活用することが適当でないと関電が合理的に判断したときは、関電は炭素クレジット等の価格評価方法を見直し、見直し後の指標を適用する。）の平均価格に超過排出量を乗じて算定された金額。
- ③前号に定める場合で、契約排出係数を超過したことにより、関電に損害が発生し、その損害額が前号で算定された金額を上回るときは、前号で算定された金額と関電に発生した損害額との差額を前号で算定された金額に加算する。

< 応札時に落札者が二酸化炭素排出係数を自ら調整することを選択した場合 >

第16条（二酸化炭素排出係数超過に対する基本料金の減額）

〇〇は、〇〇の発電設備の発生電力のうち、本契約の電力受給に係る前年度の二酸化炭素排出量、二酸化炭素排出係数の実績および炭素クレジット等（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表制度において、調整後温室効果ガス排出量の調整に用いることができるもの。）を反映した調整後の二酸化炭素排出係数（以下「調整後排出係数」という。）ならびに、その算出根拠等を、毎年5月の関電の指定する期日までに関電に報告するものとする。

2. 〇〇が前項にて報告する調整後排出係数が、1キロワット時あたり0.000550二酸化炭素トン（以下「基準排出係数」という。）を超過した場合は、以下の各号により算定した金額を、当該年度の翌年度の最終月の基本料金から減額するものとする。

なお、当該減額に係る金額が、当該年度の翌年度の最終月の基本料金を上回る場合は、その月の基本料金は零とし、残額は翌月の基本料金から減額するものとし、以降同様とする。また、当該年度が受給期間の最終年度の場合は、〇〇は、翌年度〇月に当該金額を関電に支払うものとする。

- ①関電が、当該年度の排出係数確定時期までに炭素クレジット等を調達できた場合は、超過した排出係数に、当該年度の実績受給電力量を乗じて算出された二酸化炭素排出量（以下「超過排出量」という。）に対し、関電による炭素クレジット等の調達に要した費用（仲介料、手数料、関電の人件費等を含む）。
- ②関電が、当該年度の排出係数確定時期までに炭素クレジット等を調達できなかった場合は、報告期日から当該年度の排出係数確定時期までの間の炭素クレジット等の市場価格（市場の縮小や廃止等により指標として活用することが適当でないと関電が合理的に判断したときは、関電は炭素クレジット等の価格評価方法を見直し、見直し後の指標を適用する。）の平均価格に超過排出量を乗じて算定された金額。

③前号に定める場合で、基準排出係数を超過したことにより、関電に損害が発生し、その損害額が前号で算定された金額を上回るときは、前号で算定された金額と関電に発生した損害額との差額を前号で算定された金額に加算する。

第17条（発電余力の活用）

第9条により関電が〇〇に通告した通告電力量が基準受給電力を2で除した値に相当する電力量を下回る場合、〇〇は、その差分を上限として、本契約の履行に支障が生じない限りにおいて、関電以外の第三者に対し、発電設備の余力を活用した電力供給（以下「余力活用」という。）をできるものとする。

2. 関電および〇〇は余力活用を行うにあたり、運用上必要な事項を協議によって定めるものとする。

第18条（余力活用に伴う余力活用補償電力量に対する電力量料金の減額）

〇〇が余力活用を行うにあたり、30分あたりの実績受給電力量が第9条により関電が〇〇に通告した通告電力量に対し未達が生じた場合であって、その未達の発生事由が、〇〇の故意または重大な過失によることが判明したときには、その未達となった電力量の月間合計値については、第14条に定める通告未達電力量ではなく、余力活用補償電力量とする。

2. 前項によって算定された余力活用補償電力量に、下式により算定された余力活用補償料金単価を乗じて得られる金額（円位未満四捨五入）を、当該月の電力量料金より減額する。

$$\text{余力活用補償料金単価} = \text{当該月の電力量料金単価} \times 1.5$$

第19条（変更賦課金補償料金）

〇〇の責めによるべき事由により、関電が連系線利用計画の値を減少することに伴い、関電が関連一般電気事業者から変更賦課金の請求を受けた場合は、〇〇が当該変更賦課金を負担するものとし、この場合、〇〇は、関電に対し、関連一般電気事業者からの請求に基づき関電が支払った変更賦課金相当額を、関電の請求に従って速やかに支払うものとする。

第20条（帰責事由のない停止の場合の基本料金の支払い）

関電および〇〇のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、受給電力の供給が停止し、または受給電力の全部もしくは一部の供給が制限された場合の基本料金の支払いについては、次の各号に定めるところによる。

①停止または制限がその発生日から180日以内に解消した場合には、関電は、当該停止または制限に係る期間全てについて、基本料金の支払いを行う。

②停止または制限がその発生日から180日を超えて継続する場合には、関電は、当該停止または制限の発生日から180日目の日までの期間については、基本料金の支払いを行い、その後、当該停止または制限が解消した日の前日までの期間については、基本料金の支払義務を免れる。な

お、当該停止または制限の発生日から180日目の日が月の末日でない場合または当該停止または制限が解消した日が月の初日でない場合には、当該月の暦日数に基づき基本料金の日割計算を行う。

第21条（受給料金の請求および支払い）

関電および〇〇は、毎月月初に、前月の実績受給電力量およびその他料金の算定に必要な事項を相互に確認したうえで、第11条の規定により算定された受給料金（第12条の規定による基本料金の減額、第13条の規定による電力量料金の減額、第14条の規定による電力量料金の減額、第15条の規定による電力量料金の加算、第16条の規定による基本料金の減額、第18条の規定による電力量料金の減額、または第20条の規定による基本料金の減額もしくは支払免除が必要となる場合は、当該減額・支払免除・加算を行った後の金額）の請求および支払いを本条の定めに従って行うものとする。

2. 〇〇は、毎月10日までに前項に定める受給料金を関電に請求し、関電は、毎月20日（20日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）までに〇〇に支払うものとする。ただし、関電が請求を受けた日がその月の11日以降であるときは、請求を受けた日の翌日から起算して10日以内（請求を受けた日の翌日から起算して10日後の日が金融機関の休業日の場合は、その翌営業日まで）に支払うものとする。
3. 前項の支払いが関電の責めに帰すべき事由により所定の期日までに行われなかった場合、関電はその期日の翌日から起算して支払いの日に至るまで、年10パーセントの割合による延滞利息を、〇〇に支払うものとする。

第22条（消費税等相当額）

本契約における消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額とする。

第五 受給開始前の建設・工事等

第23条（供給設備の建設・工事）

〇〇は、自己の単独の責任と負担において、本契約に基づく受給電力の供給に必要な発電設備および発電設備から第2条に定める財産分界点までの一切の設備（計量装置を除く。）（以下、これらを総称して「供給設備」という。）について、用地の取得、建設、工事を行い、これに必要な行政の許認可等を取得するものとする。〇〇は、関電の求めに応じて、行政の許認可等を取得した事実を示す書類を関電に提出するものとする。

なお、〇〇は、関電からAFCおよびOTMの通信装置設置指示を受けた後、自己の費用により、速やかに、それを設置するものとする。

第24条（供給設備の仕様等）

〇〇は、供給設備が、電気事業法関係、環境関係の法令その他の法令のほか、系統連系に関するガ

イドラインその他の指針等（別紙4「耐震設計および津波対策」の内容を含む。）に従い、提案書記載の仕様および関電の指定する供給設備の仕様に合致するものであることを保証するとともに、▲▲の電力系統への連系の仕様を満足することを保証する。

2. ○○は、前項に定める諸仕様を変更する場合には、関電と事前に協議し、書面による承認を得るものとし、関電は、この承認を不当に留保しないものとする。
3. 関電は、必要ある場合に供給設備の仕様の確認を行うことができるものとし、供給設備が第1項に定める仕様に適していないと合理的に判断する場合は、○○に対し、供給設備の仕様変更を求めることができる。この場合、○○は、自己の費用により、速やかに供給設備を第1項に定める仕様に適合させるための措置を講じなければならない。

第25条（供給設備の建設・工事の進捗）

○○は、本契約書添付の「プロジェクトの全体工程表」記載の計画に遅れることなく、供給設備の建設・工事を行うものとする。

2. ○○は、本契約締結日から6ヶ月ごとに、供給設備の建設・工事等の進捗状況を書面により関電に報告するものとする。関電から要求があったときも同様とする。

第26条（系統連系に関する工事）

本契約に基づく受給電力の受給に必要な系統連系に関する送電線等（以下「連系送電線等」という。）については、▲▲が用地取得および工事を行い、これに必要な行政の許認可等を取得するものとする。なお、連系送電線等であっても、供給設備に属する部分の工事は○○が行うものとする。

2. ○○は、関電または▲▲の求めに応じて前項の工事の実施に際し、必要な用地取得等について協力を行う。
3. ○○は、▲▲が行う系統連系に関する工事を実施することに伴い、関電が▲▲から、それに係る工事費負担金の請求を受けた場合には、○○が当該工事費負担金を負担するものとし、この場合、○○は、関電に対し、▲▲からの請求に基づき関電が支払うべき工事費負担金相当額を、関電の請求に従って速やかに支払うものとする。
4. 関電は、○○から要求があったときには、▲▲による系統連系に関する工事の進捗状況を、○○に報告する。
5. ○○は、▲▲が連系送電線等を建設するにあたり、用地の提供、工事の施工等においてこれに協力するものとする。また、この場合、これに係る用地使用料は無償とする。なお、工事の施工等に支障となる○○の物件移転等は、○○が自己の費用により実施するものとする。

第27条（契約保証金・銀行法に規定される銀行の保証状）

〇〇は、受給電力の供給開始を担保するために、契約保証金として、下記の金額を、本契約の締結後1ヶ月以内に、関電に預託するものとする。

契約保証金	円
-------	---

2. 受給電力の受給開始に至った場合には、関電は、受給開始の日から1ヶ月以内に、前項に基づき〇〇から預託された契約保証金を、〇〇に返還する。なお、関電は、契約保証金の返還にあたり、利息を付さないものとする。

3. 〇〇は、銀行法に規定される銀行による支払保証（取消不可能かつ催告・検索の抗弁権を有しないものに限る。）を証する書面を提出することにより、第1項に定める契約保証金の預託に代えることができる。この場合において、〇〇が本契約の定めるところにより契約保証金を関電に支払うべきときは、〇〇は契約保証金をただちに支払う。

※提案様式-7を銀行法に規定される銀行以外から提出いただいた場合は、その会社からの支払保証でも可能となるように修正します。

第28条（供給設備の建設・工事の遅延に対する損害等の補償・契約の解除）

〇〇による供給設備の建設・工事の遅延により、第3条第1項に定める受給開始基準日に受給電力の受給を開始することができない場合は、関電と〇〇は協議のうえ、受給開始の日を変更できる。

2. 前項の場合において、受給開始基準日までに受給を開始できないときには、〇〇は、関電に対して、受給開始基準日を超える1日につき、下記の金額を、遅延金として支払うものとする。なお、遅延金の請求および支払いについては、第21条に定める取り扱いに準ずるものとする。ただし、次項により関電が受給開始基準日までに本契約を解除した場合、〇〇は遅延金の支払いを行う義務を負わない。

遅延金単価	1日につき	円
-------	-------	---

3. 第1項の場合において、受給開始基準日から1年以内に受給を開始できないとき、または受給開始基準日から1年以内に受給を開始できる見込みがないときには、関電は、何ら責めを負うことなく本契約を解除することができる。この場合、関電は、第27条第1項に基づき預託されている契約保証金の返還は行わない（第27条第3項に基づき支払保証がなされているときには、関電は第27条第1項に定める契約保証金の支払いを受ける。）とともに、〇〇は、前項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に関電の被った通常生ずべき損害（1ヶ月あたり〇〇〇〇円^{※別紙3}（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入））として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を上限とする。）に対する補償を行うものとする。

4. 〇〇は、第41条ただし書に定める場合を除き、前2項に定める義務を免れることができない。

第29条（系統連系に関する工事の遅延に対する損害等の補償・契約の解除）

▲▲による系統連系に関する工事の遅延により、第3条第1項に定める受給開始基準日に受給電力の受給を開始することができない場合は、関電と〇〇は協議のうえ、受給開始の日を変更できる。

2. 前項の場合において、受給開始基準日までに受給を開始できないときには、関電は、〇〇に対して、受給開始基準日を超える1日につき、下記の金額を、遅延金として支払うものとする。なお、遅延金の請求および支払いについては、第21条に定める取り扱いに準ずるものとする。ただし、次項により〇〇が受給開始基準日までに本契約を解除した場合、関電は遅延金の支払いを行う義務を負わない。

遅延金単価	1日につき	円
-------	-------	---

3. 第1項の場合において、受給開始基準日から1年以内に受給を開始できないとき、または受給開始基準日から1年以内に受給を開始できる見込みがないときには、〇〇は、何ら責めを負うことなく本契約を解除することができる。この場合、関電は、第27条第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、当該契約保証金に相当する金額の支払いに加えて、前項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に〇〇の被った通常生ずべき損害（1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入））として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を上限とする。）に対する補償を行うものとする。なお、関電は、契約保証金の返還にあたり、利息を付さないものとする。
4. 関電は、第41条ただし書に定める場合を除き、前2項に定める義務を免れることができない。

第30条（両者ともに遅延する場合の取り扱い）

第28条に定める〇〇による供給設備の建設・工事の遅延および前条に定める▲▲による系統連系に関する工事の遅延がともに発生し、いずれか一方が先に工事を完了した場合には、第28条または前条の規定を適用するものとし、第28条または前条の規定を適用するにあたっては、第3条の規定に係らず、いずれか一方が先に工事を完了した日を受給開始基準日とみなす。

2. 前項の定めに係らず、〇〇の供給設備の建設・工事の遅延の原因が関電の責めに帰すべき事由によるものに限定される場合、〇〇は、自己の工事が完了したか否かを問わず、関電に対し、何ら責めを負うことなく、前条に基づく請求および本契約の解除を行えるものとする。
3. 第1項の定めに係らず、▲▲による系統連系に関する工事の遅延の原因が〇〇の責めに帰すべき事由によるものに限定される場合、関電は、▲▲の工事が完了したか否かを問わず、〇〇に対し、何ら責めを負うことなく、第28条に基づく請求および本契約の解除を行えるものとする。

第六 試運転

第31条（試運転）

〇〇は、第23条に定める供給設備の建設・工事の完了に際して、関電に対し試運転を開始する30日前までに試運転計画を提出するものとする。

2. 関電は、電力需給上の必要がある場合、〇〇に試運転計画の変更を求めることができるものとし、関電・〇〇との協議により変更できるものとする。
3. 〇〇と関電および▲▲は、行政の許認可等の取得のために必要な試運転の他に、給電運用に関して別途関電および▲▲が合理的に定める方法により試運転を行う。
4. 前項の試運転の結果、〇〇が受給電力の受給に関する条件を満たしていると関電が合理的に判断したときは、関電は〇〇が第23条に定める供給設備の建設・工事を完了したものとみなす。ただし、行政の許認可等が未取得の場合は、前記の判断に加え、当該許認可等の取得をもって、当該工事が完了したものとみなす。
5. 第3項の試運転の結果、〇〇が受給電力の受給に関する条件を満たしていないと関電が合理的に判断したときは、関電は〇〇に、供給設備等の改善を求めることができ、〇〇は自己の費用で必要な工事等を行い、それが完了した後、同項の試運転を再度行うものとする。

第32条（試運転受給電力の受給条件）

前条に定める〇〇の供給設備の試運転により、受給開始の日に先立ち発生する電力量（以下「試運転受給電力量」という。）を▲▲の振替供給により関電が受給可能な場合の関電・〇〇間の受給料金は、1キロワット時あたり第11条第3項に定める電力量料金単価（別紙2「受給料金調整に関する確認書」2（3）および2（4）に定める方法により調整を行うものとする。）を乗じて算定した金額に、第22条に定める消費税等相当額を加えたものとする。

2. 前項の試運転受給電力量の計量、料金の請求および支払いについては、第10条、第21条および第22条に定める取り扱いに準ずるものとする。
3. 試運転受給電力を▲▲が振替供給できず、関電が受電できない場合は、関電は、〇〇に対し、受給料金の支払義務を負わないものとする。

第七 設備の管理・補修等

第33条（設備の管理・補修責任）

〇〇は、自己の責任と負担において、法令を遵守して供給設備の管理・補修を行うものとする。

2. 〇〇は、前項の管理・補修を行ううえで、供給設備の重要な変更を行う必要が生じた場合には、関

電と事前に協議し、書面による承認を得るものとし、関電はこの承認を不当に留保しないものとする。

第34条（調査）

関電および〇〇は、供給設備その他、本契約の履行に関する施設に関し、相手方から調査の要求があった場合、互いにその調査に応じるものとする。

第35条（報告）

〇〇は、本契約に定めるほか次の各号に定める事項について、ただちに関電に報告するものとする。

- ①〇〇の事業内容についての重要な変更
- ②供給設備に事故、異状もしくは故障が生じ、または生ずるおそれのある事象の発生
- ③〇〇における財務状態の著しい悪化
- ④その他、本契約による受給電力の受給に影響を及ぼすおそれのある事象の発生

第36条（責任者の指定）

〇〇は、本契約の履行に関して、関電との連絡・協議・決定について〇〇を代表する権限のある責任者の氏名、所属部署および連絡先を、本契約締結後、速やかに関電に通知するものとし、その内容に変更がある場合も、速やかに関電に通知する。

第八 解除・解約権

第37条（関電による解除・解約権）

関電は、第28条第3項に定める場合のほか、〇〇が次の各号のいずれかに該当する場合、何ら責めを負うことなく、ただちに、本契約を解除・解約することができる。

- ①〇〇の責めに帰すべき事由により、本契約に基づく電力受給を行い得ないと合理的に認められる場合
- ②破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合
- ③強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合
- ④手形交換所から取引停止処分を受けた場合
- ⑤公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑥前5号に掲げる場合のほか、〇〇の責めに帰すべき事由により、第13条に定める通告電力量から

の超過または第14条に定める通告電力量からの未達が多発し、または恒常的である場合など、本契約の重要な条項に違反し、関電がその是正を求めるも、〇〇がその是正のための措置を講じようとしない場合、または60日以内にその是正がなされない場合

2. 前項において、関電が受給開始の日より前に本契約を解除・解約した場合、関電は、第27条第1項に基づき預託されている契約保証金の返還は行わない（第27条第3項に基づき支払保証がなされているときには、関電は第27条第1項に定める契約保証金の支払いを受ける。）とともに、〇〇は、第28条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に関電の被った通常生ずべき損害（1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入））として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を上限とする。）に対する補償を行うものとする。

3. 第1項において、関電が受給開始の日以降に本契約を解除・解約した場合、次の各号によるものとする。

①関電および〇〇は、受給開始の日から解約時点までの期間について、下式により算定する各月の基本料金精算額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（解約月から遡って12ヶ月分の基本料金精算額の合計が、解約時点から1年前に発生したものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を精算するものとする。

各月の基本料金精算額

＝第11条第2項各号の算定方法による各月の基本料金（別紙2による調整は行わない）

－〇〇〇〇円※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入）

ただし、受給開始の日が月初（1日）とならない場合の受給開始した月は、上式の「〇〇〇円」を受給開始の日から当該月末日までの暦日数で日割計算（当該月の暦日数あたりの割合とする。本項において以下同じ。）した金額とし、解約日が月末日とならない場合の解約月は、上式の「〇〇〇円」を当該月1日から解約日までの暦日数で日割計算した金額とする（いずれも円位未満四捨五入）。

②〇〇は、関電に対し、関電の被った通常生ずべき損害（1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入））として受給期間の残存月数（月未満切上のうえ、残存期間が1年に満たない場合は12ヶ月とし、7年を超える場合には84ヶ月とする。）に対応する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を上限とする。）に対する補償を行うものとする。

第38条（〇〇による解除・解約権）

〇〇は、第29条第3項に定める場合のほか、関電が次の各号のいずれかに該当する場合、何ら責

めを負うことなく、ただちに、本契約を解除・解約することができる。

- ①本契約に定める〇〇への金銭支払義務を怠り、〇〇が相当な期間を定めて催告してもなお支払わない場合
- ②破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始等の申立てがあった場合
- ③強制執行、差押、仮差押、競売等の申立てがあった場合
- ④手形交換所から取引停止処分を受けた場合
- ⑤公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑥前5号に掲げる場合のほか、関電の責めに帰すべき事由により、本契約の重要な条項に違反し、〇〇がその是正を求めるも、関電がその是正のための措置を講じようとしなない場合、または60日以内にその是正がなされない場合

2. 前項において、〇〇が受給開始の日より前に本契約を解除・解約した場合、関電は、第27条第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、当該契約保証金に相当する金額の支払いに加えて、第29条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に〇〇の被った通常生ずべき損害（1ヶ月あたり〇〇〇〇円^{※別紙3（入札価格計算書）}における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入））として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を上限とする。）に対する補償を行うものとする。なお、関電は、契約保証金の返還にあたり、利息を付さないものとする。

3. 第1項において、〇〇が受給開始の日以降に本契約を解除・解約した場合、次の各号によるものとする。

- ①関電および〇〇は、受給開始の日から解約時点までの期間について、下式により算定する各月の基本料金精算額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（解約月から遡って12ヶ月分の基本料金精算額の合計が、解約時点から1年前に発生したものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を精算するものとする。

各月の基本料金精算額

＝第11条第2項各号の算定方法による各月の基本料金（別紙2による調整は行わない）

－〇〇〇〇円^{※別紙3（入札価格計算書）}における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入）

ただし、受給開始の日が月初（1日）とならない場合の受給開始した月は、上式の「〇〇〇円」を受給開始の日から当該月末日までの暦日数で日割計算（当該月の暦日数あたりの割合とする。本項

において以下同じ。)した金額とし、解約日が月末日とならない場合の解約月は、上式の「〇〇〇円」を当該月1日から解約日までの暦日数で日割計算した金額とする(いずれも円位未満四捨五入)。

②関電は、〇〇に対し、〇〇の被った通常生ずべき損害(1ヶ月あたり〇〇〇〇円^{※別紙3(入札価格計算書)}における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として受給期間の残存月数(月未満切上のうえ、残存期間が1年に満たない場合は12ヶ月とし、7年を超える場合には84ヶ月とする。)に対応する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を上限とする。)に対する補償を行うものとする。

第39条(関電および〇〇による合意解約権)

関電および〇〇は、やむを得ない事由により本契約を解約する必要がある場合、あらかじめ文書をもって相手方に解約の申し入れを行い相手方から承諾を得ることにより、本契約を解約することができる。なお、受給開始の日以降に解約を申し入れる場合は、原則として解約する日の7年前までに当該申し入れを行うものとする。

2. 前項において、関電の申し入れにより受給開始の日より前に本契約が解約された場合、関電は、第27条第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、当該契約保証金に相当する金額の支払いに加えて、第29条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に〇〇の被った通常生ずべき損害(1ヶ月あたり〇〇〇〇円^{※別紙3(入札価格計算書)}における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を上限とする。)に対する補償を行うものとする。なお、関電は、契約保証金の返還にあたり、利息を付さないものとする。

3. 第1項において、〇〇の申し入れにより受給開始の日より前に本契約が解約された場合、関電は、第27条第1項に基づき預託されている契約保証金の返還は行わない(第27条第3項に基づき支払保証がなされているときには、関電は第27条第1項に定める契約保証金の支払いを受ける。)とともに、〇〇は、第28条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に関電の被った通常生ずべき損害(1ヶ月あたり〇〇〇〇円^{※別紙3(入札価格計算書)}における固定費耐用年数均等化年経費(P欄)を12で除した金額(円位未満四捨五入)として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額(1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。)(円位未満四捨五入)を上限とする。)に対する補償を行うものとする。

4. 第1項において受給開始の日以降に本契約が解約された場合、次の各号によるものとする。

①関電および〇〇は、受給開始の日から解約時点までの期間について、下式により算定する各月の基本料金精算額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金

額（解約月から遡って12ヶ月分の基本料金精算額の合計が、解約時点から1年前に発生したものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を精算するものとする。

各月の基本料金精算額

＝第11条第2項各号の算定方法による各月の基本料金（別紙2による調整は行わない）

－〇〇〇円※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入）

ただし、受給開始の日が月初（1日）とならない場合の受給開始した月は、上式の「〇〇〇円」を受給開始の日から当該月末日までの暦日数で日割計算（当該月の暦日数あたりの割合とする。本項において以下同じ。）した金額とし、解約日が月末日とならない場合の解約月は、上式の「〇〇〇円」を当該月1日から解約日までの暦日数で日割計算した金額とする（いずれも円位未満四捨五入）。

②申出者は、相手方に対し、相手方の被った通常生ずべき損害（1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入）として受給期間の残存月数（月未満切上のうえ、残存期間が1年に満たない場合は12ヶ月とし、7年を超える場合には84ヶ月とする。）に対応する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を上限とする。）に対する補償を行うものとする。

第九 帰責事由のない場合の免責・契約解除等

第40条（履行の中断・遅延に対する免責・契約解除）

関電および〇〇は、自己の責めに帰すことのできない事由により、本契約の履行の中断もしくは遅延、またはそれに伴い本契約の規定により本契約の解除・解約に至った場合には、相手方に対してその責めを負わないものとする。

2. 関電および〇〇のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、関電および〇〇のいずれも、何ら責めを負うことなく本契約を解除・解約することができる。ただし、1年を超過して受給を開始または再開できる見込みがある場合は、本契約継続の協議を行うことができるものとし、当該協議が成立した場合はこの限りではない。

①受給開始基準日から1年以内に受給を開始できない場合、または受給開始基準日から1年以内に受給を開始できる見込みがない場合

②受給電力の受給が停止し、または受給電力の全部もしくは一部の受給が制限され、その発生日から1年以内に受給を再開できない場合、またはその発生日から1年以内に受給を再開できる見込みがない場合

3. 前項により受給開始の日より前に本契約が解除・解約された場合、関電は、第27条第1項に基づき契約保証金が預託されているときにはそれを返還するものとする。なお、関電は、契約保証金の返

還にあたり、利息を付さないものとする。

4. 第2項により受給開始の日以降に本契約が解除・解約された場合、関電および〇〇は、受給開始の日から解約時点までの期間について、下式により算定する各月の基本料金精算額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（解約月から遡って12ヶ月分の基本料金精算額の合計が、解約時点から1年前に発生したものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を精算するものとする。

各月の基本料金精算額

＝第11条第2項各号の算定方法による各月の基本料金（別紙2による調整は行わない）

－〇〇〇円 ※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入）

ただし、受給開始の日が月初（1日）とならない場合の受給開始した月は、上式の「〇〇〇円」を受給開始の日から当該月末日までの暦日数で日割計算（当該月の暦日数あたりの割合とする。本項において以下同じ。）した金額とし、解約日が月末日とならない場合の解約月は、上式の「〇〇〇円」を当該月1日から解約日までの暦日数で日割計算した金額とする（いずれも円位未満四捨五入）。

第41条（受給開始の遅延に対する免責・契約解除）

前条の規定は、第28条（供給設備の建設・工事の遅延に対する損害等の補償・契約の解除）第2項および第3項、ならびに第29条（系統連系に関する工事の遅延に対する損害等の補償・契約の解除）第2項および第3項については、適用しない。ただし、供給設備の建設・工事の遅延または系統連系に関する工事の遅延が、次の各号に該当する場合、または当該遅延が次の各号以外の自己の責めに帰すことのできない事由によるものであって、当該遅延に至った当事者の相手方がそれに対する免責を認めた場合は、この限りでない。

①大地震、洪水、津波等の通常予測できる範囲を超えた天災地変の発生により遅延した場合

②内乱、戦争、暴動、破壊活動等の政治的・社会的事象の発生により遅延した場合

③関連一般電気事業者の都合、その他関電の責めに帰すことのできない事由により、当該振替供給が行われない場合、またはそのための系統連系に関する工事が遅延した場合

第42条（履行の中断・遅延の場合の回復努力）

関電および〇〇は、本契約の履行に中断もしくは遅延が生じ、または中断もしくは遅延が見込まれる場合には、それが自己の責めの有無を問わず、ただちに相手方に対して、当該中断もしくは遅延をもたらしている事由の内容とその予測継続期間を通知するとともに、本契約の履行のために最善の努力を尽くすものとする。

第十 その他

第43条（再生可能エネルギー発電設備としての認定を受ける場合の取り扱い）

〇〇の発電設備において、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」におけるバイオマスエネルギー源とした再生可能エネルギー発電設備としての認定を受ける場合は、関電および〇〇は、別途同法における特定契約を締結するとともに、本契約に必要な事項について、協議のうえ定めるものとする。

第44条（損害賠償）

関電および〇〇は、自己の責めに帰すべき事由により、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償する。なお、本契約に別段の定めがある場合は、その定めによる。

第45条（反社会的勢力の排除）

関電および〇〇は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの通知・催告を要しないで、ただちに本契約を解除することができるものとし、この場合、本契約を解除された者は損害賠償その他一切の請求をしないものとする。

- ①相手方の代表者、責任者、実質的に経営権を支配する者、役員またはその支店もしくは本契約を締結する事務所の代表者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という。）であると認められる場合
- ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる場合
- ③反社会的勢力を利用するなどしたと認められる場合
- ④反社会的勢力に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合（関電が電気需給契約に基づき電気を供給する場合を除く。）
- ⑤反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
- ⑥自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、次のいずれかの行為を行った場合
 - (イ) 暴力的な要求行為
 - (ロ) 法的な責任を超えた要求行為
 - (ハ) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (ニ) 虚偽の風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を棄損し、または業務を妨害する行為

2. 関電および〇〇は、自らが前項各号に該当しないことを確約し、将来も前項各号に該当しないことを確約するものとする。

3. 第1項により、〇〇が受給開始の日より前に本契約を解除した場合、関電は、第27条第1項に基づき契約保証金が預託されているときには、それを返還するとともに、〇〇に対して、当該契約保証金に相当する金額の支払いに加えて、第29条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に〇〇の被った通常生ずべき損害（1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入））として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を上限とする。）に対する補償を行うものとする。なお、関電は、契約保証金の返還にあたり、利息を付さないものとする。

4. 第1項により、関電が受給開始の日より前に本契約を解除した場合、関電は、第27条第1項に基づき預託されている契約保証金の返還は行わない（第27条第3項に基づき支払保証がなされているときには、関電は第27条第1項に定める契約保証金の支払いを受ける。）とともに、〇〇は、第28条第2項により遅延金が発生しているときは遅延金を支払い、これらとは別に関電の被った通常生ずべき損害（1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入））として、解約時点から始まる84ヶ月分に相当する金額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を上限とする。）に対する補償を行うものとする。

5. 第1項に基づき、受給開始の日以降に本契約が解除された場合、次の各号によるものとする。

①関電および〇〇は、受給開始の日から解約時点までの期間について、下式により算定する各月の基本料金精算額を、年を単位とする複利法により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（解約月から遡って12ヶ月分の基本料金精算額の合計が、解約時点から1年前に発生したのものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を精算するものとする。

各月の基本料金精算額

＝第11条第2項各号の算定方法による各月の基本料金（別紙2による調整は行わない）

－〇〇〇〇円※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入）

ただし、受給開始の日が月初（1日）とならない場合の受給開始した月は、上式の「〇〇〇円」を受給開始の日から当該月末日までの暦日数で日割計算（当該月の暦日数あたりの割合とする。本項において以下同じ。）した金額とし、解約日が月末日とならない場合の解約月は、上式の「〇〇〇円」を当該月1日から解約日までの暦日数で日割計算した金額とする（いずれも円位未満四捨五入）。

②第1項各号のいずれかに該当し、解除の原因となった当事者は相手方に対し、相手方が被った通常生ずべき損害（1ヶ月あたり〇〇〇〇円※別紙3（入札価格計算書）における固定費耐用年数均等化年経費（P欄）を12で除した金額（円位未満四捨五入））として受給期間の残存月数（月未満切上のうえ、残存期間が1年に満たない場合は12ヶ月とし、7年を超える場合には84ヶ月とする。）に対応する金額を、年を単位とする複利法

により年利2.9%の利率で解約時点の価値に換算した金額（1ヶ月目から12ヶ月目までの合計額が解約時点から1年後に発生するものとして換算し、以降も同様とする。）（円位未満四捨五入）を上限とする。）に対する補償を行うものとする。

第46条（事業の承継等）

関電または〇〇が第三者と合併、会社分割、または第三者にその事業の全部もしくは本契約の履行に関係のある部分を譲渡しようとする場合は、あらかじめ相手方にそれを申し出のうえ、相手方の事前の書面による承諾を得るものとする。

2. 関電または〇〇は、本条の規定により合併、会社分割または第三者への事業の全部もしくは本契約の履行に関係のある部分の譲渡を行う場合には、本契約に定める諸条件をその承継者に承継させるものとする。
3. 関電および〇〇は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約に定める自己の権利もしくは義務または本契約上の地位を第三者に譲渡し、担保に供してはならないものとする。

（プロジェクトファイナンスの場合は、以下の条文および第4項を追記することができる。）

ただし、〇〇が〇〇の資金調達先に対する担保として、本契約に定める〇〇の関電に対する金銭債権を譲渡することについて、〇〇から事前の書面による申し出があった場合、関電・〇〇は協議を行うものとする。なお、〇〇は、この担保権の実行により、本契約に基づく〇〇の関電に対する金銭債権の取立権が担保権者に移転した場合においては、遅滞なく移転の事実および移転の相手方につき、関電に書面により通知するものとする。

4. 前項ただし書に基づく協議により関電が同項ただし書に定める金銭債権の譲渡を承諾する場合において、〇〇が関電に対し当該譲渡に係る承諾についての書面の作成を求めたとき、関電はこれに協力するものとする（ただし、関電は民法第468条第1項に定める異議を留めない承諾を行う義務を負うものではない）。また、〇〇からの担保権の実行により取立権が移転した旨の通知を受けてから〇日間が経過するまでの間に関電が〇〇に対し履行した債務については、関電は当該第三者に対する債務履行の義務を負わず、当該第三者が関電に対し当該債務の履行を請求した場合は、〇〇の責任と負担でこれを解決する。なお、当該書面の作成に係る費用は〇〇の負担とする。）。

第47条（表明保証・損害賠償）

関電および〇〇は、相手方に対し、本契約締結日において、次の各号に定める事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

- ①自らは、日本法に準拠して適法に設立され、有効に存在する法人であること
- ②自らは、自己の財産を所有し、現在従事している事業を執り行い、かつ、本契約を締結し、本契約に基づく義務を履行するために必要とされる完全な権能および権利を有していること

③本契約の締結および履行は、自らの会社の目的の範囲内の行為であり、本契約に署名または記名捺印する者は、適用法令、定款その他の社内規則で必要とされる手続きに基づき、自らを代表して本契約に署名または記名捺印する権限を付与されていること

④本契約の締結および履行ならびに事業遂行に必要とされる一切の許認可、届出等（電気事業法に基づく許認可、届出を含むが、これに限られない。）を関連する適用法令の規定に従い適法かつ有効に取得、履践している、またはその意思を有すること

⑤本契約の締結および履行は、適用法令、自らの定款その他の社内規則、自らを当事者とする、または自らもしくは自らの財産を拘束し、もしくはこれに影響を与える第三者との間の契約または証書等に抵触または違反するものではないこと

⑥自らが支払停止、支払不能または債務超過の状態ではないこと、または倒産手続、解散または清算手続に係属していないこと。また、それらの手続きは申し立てられておらず、自らの知る限り、それらの開始原因または申立原因は存在していないこと

2. 関電または〇〇による前項の表明保証事項が真実に反しもしくは不正確であることにより、相手方が損害等を被った場合には、関電または〇〇はこれを賠償するものとする。

第48条（受給期間終了後の取り扱い）

関電または〇〇が、第4条に定める受給期間の終了後も、相手方との間で供給設備を用いた電力の受給を行うことを希望する場合は、受給期間終了の日の5年前までに、書面により相手方に契約延長の協議を申し出るものとし、当該相手方は、〇〇の供給設備を用いた電力供給事業からの撤退、受給電力の正常な供給への支障が見込まれるほどの供給設備の老朽化等、特別の事情がない限りは、協議に応じるものとする。

2. 前項に基づき契約が延長される場合の受給料金については、別紙2「受給料金調整に関する確認書」に定める料金調整諸元の契約延長時点での適正な原価に基づき、その他の契約条件については、本契約に定める諸条件に基づき、それぞれ関電・〇〇との協議のうえ、決定するものとする。

3. 前2項に係らず、〇〇は、第4条に定める受給期間の終了後、供給設備に係る電力の全部または一部を関電以外の第三者へ供給することができるものとする。

第49条（守秘義務）

関電および〇〇は、本契約の内容および本契約に係る機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員および従業員が本契約に係る機密を漏らさないようにしなければならない。ただし、あらかじめ相手方の承諾を得た場合、電気事業法および関係法令に基づく監督官庁の要請に対して当該監督官庁に開示する場合、要綱に従い関電が落札者情報等を開示する場合、電気事業法第22条第7項に従い〇〇が本契約に定める供給条件等について経済産業大臣または経済産業局長に届け出る場合ならびにその他法令で定める場合は、この限りではない。

第50条（管轄および準拠法）

本契約の解釈・履行などに関する一切の紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

2. 本契約は、全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。

第51条（本契約に定めのない事項等）

本契約に定めのない事項に係る契約条件については要綱の定めによるものとし、本契約および要綱に定めのない事項に係る契約条件については、関電および〇〇は、誠意をもって協議するものとする。
なお、運用細目については必要に応じて別途付帯契約書等を締結するものとする。

2. 本契約と要綱の定めの間には疑義が生じた場合は、本契約の定めを優先するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、関電・〇〇各々その1通を保有する。

平成 年 月 日

（関電）関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠

（〇〇）〇〇〇〇株式会社
代表者

各年における基本料金の合計額

(単位：千円)

年数	資本費	運転維持費	合計
1年目			
2年目			
3年目			
4年目			
5年目			
6年目			
7年目			
8年目			
9年目			
10年目			
11年目			
12年目			
13年目			
14年目			
15年目			

(アクセス工事費の精算)

第10条第6項および第26条第3項の〇〇が負担する工事費負担金と接続検討時のアクセス工事費用の差額のうち、〇〇側に原因がないと関電が合理的に判断した金額(以下「工事費負担金精算額」という。)が生じた場合、資本費を、下式により算定された額を加減算した額に置き換えるものとする。

各年の資本費

$$= \text{別紙3の当該年電源線等費用} \times \text{工事費負担金精算額} \div \text{〇〇〇円} \text{※接続検討時の工事費負担金を記載}$$

(土木建築工事費の補正)

資本費を、下式により算定された額を加減算した額に置き換えるものとする。

各年の資本費 = 別紙3の当該年土木建築工事費

$$\times ((\text{環境影響評価書確定月の物価指数}^{\ast} \div \text{2014年8月の物価指数}^{\ast}) - 1)$$

ただし、以下の場合は補正しない。

$$-5\% < | (\text{環境影響評価書確定月の物価指数}^{\ast} \div \text{2014年8月の物価指数}^{\ast}) - 1 | < 5\%$$

※国土交通省公表の「建設工事費デフレーター」の「総合建設-土木総合-その他土木」(月次)とする。

受給料金調整に関する確認書

(本確認書は、収入金課税となる応札者に対応したものとしており、所得課税となる応札者に対しましては、事業税による調整は行いません)

関電・〇〇間の受給料金の調整方法について、以下のとおり確認する。なお、調整式において%標記の値を使用する場合は、100で除した値とする。

1. 料金調整諸元

①入札価格の燃料本体費	円	銭/kWh
②入札価格の燃料関係諸費	円	銭/kWh
③運転維持費エスカレーション率	一人あたり雇用者報酬指数 (CEI)	%
	国内企業物価指数 (CGPI)	%
	消費者物価指数 (CPI)	%
	変動なし	%
	合計	100%
④燃料本体費エスカレーション率	石炭 (一般炭) 価格変動率	%
	原油 (原油・粗油) 価格変動率	%
	液化天然ガス価格変動率	%
	合計	100%
⑤燃料関係諸費エスカレーション率	一人あたり雇用者報酬指数 (CEI)	%
	国内企業物価指数 (CGPI)	%
	消費者物価指数 (CPI)	%
	変動なし	%
	合計	100%
⑥基準燃料価格	石炭 (一般炭) 価格	円
	原油 (原油・粗油) 価格	円
	液化天然ガス価格	円

2. 受給料金の調整

(1) 資本費

下式により調整した金額とする。

当該年度資本費 (円位未満四捨五入)

= 第11条第2項各号 (イ) で算定された当該年度資本費 ÷ (1 - 事業税率)

(2) 運転維持費

運転維持費の調整に用いる運転維持費エスカレーション率は、内閣府が毎年発表する「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」で明らかにされる、一人あたり雇用者報酬の対前年度変化率、国内企業物価指数・変化率の対前年度変化率、消費者物価指数・変化率の対前年度変化率および変動なしの4つの指標（消費税率変更による影響分は除く。）を、それぞれ料金調整諸元③の割合で合成したエスカレーション率とし、当該年度の運転維持費は、下式により調整した金額とする。なお、エスカレーション率の単位は小数第1位（単位未満四捨五入）とする。

当該年度運転維持費（円位未満四捨五入）

$$= \{ \text{第11条第2項各号(イ)で算定された当該年度運転維持費} \\ \times (1+a) \times (1+b) \times (1+c) \} \div (1-\text{事業税率})$$

a = 平成26年度から当該年度の前々年度までの運転維持費エスカレーション率
(累計実績%値)

b = 当該年度の前年度の運転維持費エスカレーション率（実績見込%値）

c = 当該年度の運転維持費エスカレーション率（見通%値）

(3) 燃料本体費

下表の燃料本体費適用期間ごとに、下式により調整した単価とする。

当該月燃料本体費（銭位未満四捨五入）

$$= (\text{料金調整諸元①} \times H \div I) \div (1-\text{事業税率})$$

H = 燃料本体費適用期間ごとに下表で定める平均燃料価格算定期間における料金調整諸元⑥に記載の燃料種1k1および1tあたりの平均燃料価格（財務省が公表する当該月の貿易統計の輸入品の数量および価額（確報値。ただし12月は確定値。）の平均価格：円位未満四捨五入）を、それぞれ料金調整諸元④の割合で、合成した価格（円位未満四捨五入）

I = 料金調整諸元⑥を料金調整諸元④の割合で合成した価格（円位未満四捨五入）

平均燃料価格算定期間	燃料本体費適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の5月1日から5月31日までの期間

(4) 燃料関係諸費

燃料関係諸費の調整に用いる燃料関係諸費エスカレーション率は、内閣府が毎年発表する「経済見通しと経済財政運営の基本的態度」で明らかにされる、一人あたり雇用者報酬の対前年度変化率、国内企業物価指数・変化率の対前年度変化率、消費者物価指数・変化率の対前年度変化率および変動なしの4つの指標(消費税率変更による影響分は除く。)を、それぞれ料金調整諸元⑤の割合で合成したエスカレーション率とし、当該年度の燃料関係諸費は、下式により調整した単価とする。なお、エスカレーション率の単位は小数第1位(単位未満四捨五入)とする。

当該年度燃料関係諸費(銭位未満四捨五入)

$$= \{ \text{料金調整諸元②} \times (1 + d) \times (1 + e) \times (1 + f) \} \div (1 - \text{事業税率})$$

d = 平成26年度から当該年度の前々年度までの燃料関係諸費実績エスカレーション率

(累計実績%値)

e = 当該年度の前年度の燃料関係諸費エスカレーション率(実績見込%値)

f = 当該年度の燃料関係諸費エスカレーション率(見通%値)

入札価格計算書

(単位：千円、円/kWh)

			1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	合計	備考	
固定費	資本費 <small>(再掲：アクセスコスト (特定負担分))</small> <small>(再掲：土木建築工事費)</small>	A	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()		
	運転維持費	B																		
	小計	C = A + B																		
	複利原価係数	$D = (1 + 0.029)^{-y}$	0.97182	0.94443	0.91781	0.89195	0.86681	0.84238	0.81864	0.79557	0.77315	0.75136	0.73018	0.70960	0.68960	0.67017	0.65128	—	(資本回収係数) O (0.08316)	(固定費価格)
	現在価値	$E = C \times D$																	(ΣE)	(P = ΣE × O)
可変費	燃料本体費	F																		
	燃料関係諸費	G																		
	小計	H = F + G																	(可変費価格) (T = S - R)	
合計	合計	I = C + H																		
	複利原価係数	$J = (1 + 0.029)^{-y}$	0.97182	0.94443	0.91781	0.89195	0.86681	0.84238	0.81864	0.79557	0.77315	0.75136	0.73018	0.70960	0.68960	0.67017	0.65128	—	(資本回収係数) O (0.08316)	(入札価格)
	現在価値	$K = I \times J$																	(ΣK)	(Q = ΣK × O)
資本費の年度回収率の上限 (%)		15年契約	13.8%	25.8%	36.1%	45.1%	52.9%	59.6%	65.4%	70.5%	75.1%	79.6%	84.0%	88.2%	92.3%	96.2%	100.0%			
基準受給電力量		L	(基準受給電力) × 8,760h × 70%																	
備考																				

耐震設計および津波対策

1. 耐震対策

〇〇の発電設備の耐震設計については、資源エネルギー庁が公表した「電気設備防災対策検討会報告（耐震性関係）（平成7年11月24日 資源エネルギー庁）」に示される電気設備の耐震性確保の考え方に基づくものとし、設計方法については、J E A C 3 6 0 5 - 2 0 0 9 「火力発電所の耐震設計規程（平成22年3月 社団法人日本電気協会）」に準拠するものとする。

ただし、設計においては、以下の条件を反映するものとする。

- ① ボイラ支持鉄構、蒸気タービン・ガスタービン架台、発電所本館、開閉所建屋、煙突の耐震設計は動的解析法を用いることとし、動的解析に用いる入力地震動としては、設備の重要性や損傷による社会的な影響等を考慮し、レベル1地震動、レベル2地震動を採用した2段階の設計を行うこと。
- ② 液化ガス用燃料設備の機器類の耐震設計において考慮すべき地震動については、重要度分類によりレベル1地震動、レベル2地震動の2段階で設計すること。
- ③ 燃料供給設備においても、全体システムとして著しい供給支障をきたさないよう耐震性を確保すること。
- ④ 設計に用いるレベル2地震動については、国・自治体等の公的機関（例えば、中央防災会議、地震調査研究推進本部等）が公表している情報を踏まえ、立地点における設計設備に影響が最も大きいものを少なくとも1つ以上含めること。

「電気設備防災対策検討会」は、資源エネルギー庁により平成7年3月から開催された検討会であり、その報告は「地震に強い電気設備のために（平成8年3月、資源エネルギー庁編）」において掲載。

「電気設備防災対策検討会報告（耐震性関係）」で示される耐震性確保の考え方は、下表のとおり。

表 電気設備の耐震性区分と確保すべき耐震性

耐震性区分	区分Ⅰ	区分Ⅱ
電気設備の区分	ダム、LNG地上式タンク、 LNG地下式タンク、油タンク (一旦機能喪失した場合に人命に重大な 影響を与える可能性のある電気設備)	発電所建屋、タービン、ボイラ、変 電設備、送電設備、配電設備、給電 所、電力保安通信設備等 (区分Ⅰ以外の電気設備)
一般的な地震動 ^{※1} に 際し、	個々の設備毎の機能に重大な支障が生じないこと	
高レベルの地震動 ^{※2} に際しても、	人命に重大な影響を与えないこと	著しい(長期的かつ広範囲)供給支 障が生じないよう、代替性の確保、 多重化等により総合的にシステム の機能が確保されること

※1：供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動

※2：発生確率は低い直下型地震または海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動

2. 津波対策

〇〇の発電設備の津波対策については、「総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会電力安全小委員会電気設備地震対策ワーキンググループ報告書（平成24年3月）」において示された「電気設備の津波への対応の基本的な考え方」および「電気設備の津波対策」に基づいた対策を行うものとする。

対策検討に用いる頻度の高い津波および最大クラスの津波については、国・自治体等の公的機関（例えば、中央防災会議、地震調査研究推進本部等）が公表している情報を踏まえ、立地点における影響が最も大きいものを設定するものとする。

保 証 書

平成 年 月 日

関西電力株式会社

取締役社長 八木 誠 様

(銀行名)

□□□□株式会社

代表者

印

当行は、保証委託者と連帯して、下記のとおり契約保証金の預託に代わる支払保証をいたします。

記

保 証 委 託 者	(住所) ○○○○株式会社 代表者
保 証 の 内 容	貴殿と保証委託者間で平成 年 月 日付で締結した電力受給契約に基づく債務につき、その不履行に伴い、貴殿に対して負担すべき下記金員の支払いに係る連帯保証。 [負担すべき金員] ・前記電力受給契約第28条、第30条、第37条、第39条および第45条の規定に基づき、受給開始の日より前に契約を解除・解約する場合に、保証委託者が貴殿に支払うべき同契約第27条第1項に定める金額。
保 証 額	円
保証債務の消滅時期	前記電力受給契約に定める受給電力の受給開始(平成○○年○月1日目途)に至ったとき、または、前記「負担すべき金員」の貴殿への支払いが完了したとき。

以上

事業の移管に伴う確認書

関西電力株式会社（以下「関電」という。）、〇〇〇〇株式会社（以下「〇〇」という。）および××××株式会社（以下「××」という。）は、〇〇による××への電力卸供給事業の移管に伴い、下記事項を確認する。

記

〇〇は、関電との間に平成 年 月 日付で締結した「電力受給契約書」（以下「本契約」という。）に基づく電力卸供給事業を、〇〇が平成 年 月 日に設立した、××に平成 年 月 日に移管することとした。

これに伴い、本契約に基づく〇〇の一切の権利義務は、平成 年 月 日をもって××が継承するものとし、〇〇は、××が関電に対して負う一切の債務につき、平成 年 月 日付で関電に差し入れる「連帯債務保証確約書」に基づき連帯保証するものとする。

上記事項の確認の証として本確認書 3 通を作成し、関電、〇〇および××の 3 者が記名捺印のうえ、各自その 1 通を保有する。

平成 年 月 日

関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠

〇〇〇〇株式会社
代表者

××××株式会社
代表者

平成 年 月 日

関西電力株式会社
取締役社長 八木 誠 様

(連帯債務保証人)
〇〇〇〇株式会社
代表者 印

連帯債務保証確約書

連帯債務保証人である〇〇〇〇株式会社（以下「〇〇」という。）は、〇〇が平成 年 月 日に設立した、××××株式会社（以下「××」という。）が、平成 年 月 日付で〇〇と関西電力株式会社（以下「関電」という。）が締結した「電力受給契約書」、および平成 年 月 日付で関電、〇〇および××が締結した「事業の移管に伴う確認書」に従って、××が関電との取引によって現在および将来負担する一切の債務について、主債務者である××と連帯して債務を負うことを確約いたします。

